

保険会社用ひな形

規模が大きい特定保険募集人用

帳簿書類・事業報告書 作成要領

本作成要領（ひな形）は、保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）において規定された「帳簿書類の備付け義務」および「事業報告書の作成・提出義務」に関して、各社が保険募集人への指導・支援を行う際の参考資料として作成しており、各社の実務を拘束するものではありません。

なお、各社において、本作成要領（ひな形）を追記・修正して活用することも可能ですが、その際には関連法令等に則り、各社の責任において適切にご対応願います。

●●生命保険●●会社

令和●●年●●月●●日作成

はじめに

各保険会社において記載・活用してください。

目 次

1. 「規模が大きい特定保険募集人」に課せられる義務.....	1
(1) 概要	
(2) 2つの義務の概要	
2. 「規模が大きい特定保険募集人」の該当基準.....	2
3. 帳簿書類の備付け.....	4
(1) 帳簿書類に記載する事項	
(2) 保存期間	
(3) 保存方法	
4. 事業報告書の作成・提出.....	8
(1) 作成要領	
(2) 提出先	
(3) 提出期限	
(4) 事業報告書の記載例（施行規則別紙様式第25号の2（第238条第1項関係））	
<各社用欄>.....	40
<参考資料>.....	42
(1) 特定大規模乗合生命保険募集人の体制整備義務	
(2) 関係法令等抜粋	

1 「規模が大きい特定保険募集人」に課せられる義務

(1) 概要

「規模が大きい特定保険募集人」（保険業法施行規則236条の2の条件を満たす乗合代理店を指します。以下、同じ）に該当した場合、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の事項を記載し、これを保存しなければなりません。（保険業法第303条）

また、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヵ月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければなりません。（保険業法第304条）

(2) 2つの義務の概要

ア. 帳簿書類の備付け ※詳細は「3. 帳簿書類の備付け」を参照してください。

「規模が大きい特定保険募集人」は、保険契約の締結の日から5年間、当該保険契約に係る帳簿書類を保存し、保険募集人が所在する事務所ごとに常時閲覧できる体制を整備しなければなりません。

帳簿書類に記載すべき事項は、保険契約者、所属保険会社等、保険契約ごとに、次の事項となります。

- ① 保険契約の締結の年月日
- ② 保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称
- ③ 保険契約に係る保険料
- ④ 保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

また、社内規則等に、帳簿書類の作成および保存の方法を具体的に定めなければなりません。

イ. 事業報告書の作成・提出 ※詳細は「4. 事業報告書の作成・提出」を参照してください。

「規模が大きい特定保険募集人」は、所定の様式（保険業法施行規則に掲載）にしたがって事業報告書を作成し、事業年度末の翌日から3ヵ月以内に、本店を管轄する財務局長等に提出しなければなりません。

2

「規模が大きい特定保険募集人」の該当基準

保険業法第303条・第304条および保険業法施行規則第236条の2で定める「規模が大きい特定保険募集人」は、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当します。

【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上

【条件2】所属保険会社等の数が2社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上

各条件の該当有無は、以下の基準で判断します。

条件共通	<ul style="list-style-type: none"> 両条件の該当有無は、毎年、代理店の事業年度末ごとに判定します。 (例) 事業年度末が3月の場合は当該年度の3月31日が判定日となります。 代理店単位（法人であれば法人単位）かつ所属保険会社等の数および手数料等の合計額で判定します。 <p>※帳簿書類の備付け時期についてはP5、事業報告書の提出時期についてはP9をご覧ください。</p>																		
【条件1】	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度末時点で、生命保険・損害保険・少額短期保険のいずれかの業態で、所属保険会社等の数（注）が15社以上か否かで判断します。なお、所属保険会社等の数は3業態で合算しません。 (注) 所属保険会社等とは、事業年度末現在で代理店委託契約を締結している保険会社等が該当します。（商品の取扱いがない保険会社等であっても、所属保険会社等に含まれます） <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(例) 所属保険会社等の数と該当有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">生命保険</th> <th style="width: 25%;">損害保険</th> <th style="width: 25%;">少額短期保険</th> <th style="width: 25%;">(合計)</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">該当有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5社</td> <td>5社</td> <td>5社</td> <td>15社</td> <td>⇒</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>15社</td> <td>0社</td> <td>0社</td> <td>15社</td> <td>⇒</td> <td>該当</td> </tr> </tbody> </table> </div>	生命保険	損害保険	少額短期保険	(合計)		該当有無	5社	5社	5社	15社	⇒	非該当	15社	0社	0社	15社	⇒	該当
生命保険	損害保険	少額短期保険	(合計)		該当有無														
5社	5社	5社	15社	⇒	非該当														
15社	0社	0社	15社	⇒	該当														

【条件2】

- ・事業年度末時点で、生命保険・損害保険・少額短期保険のいずれかの業態における所属保険会社等の数が2社以上の場合に、当該事業年度において、受領した手数料等（注）の合計額が10億円以上か否かで判断します。なお、手数料等は3業態で合算しません。

（注）手数料等の考え方について

- ・手数料等の額には、消費税は含みません。
- ・三者間スキームにおいて、保険会社から被統括代理店に支払われるべき手数料を、統括代理店が単に代理受領している場合、当該手数料は統括代理店の手数料等の合計額に含まれないと考えられます。
- ・手数料等とは、保険募集に関して代理店が保険会社等から收受した全ての手数料、報酬、その他の対価が該当します。つまり、保険契約の成約の対価として保険会社等から受け取った金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む）が該当し、例えば、新契約手数料や継続手数料のほか、以下の金銭等についても該当します。

①名目を問わず、販売促進を目的とした金銭

②名目を問わず、特定個社の商品販売が提供・継続の条件となっているもの等、実質的に募集に関する報酬と考えられるもの

（①②に含まれる報酬については、保険募集人の体制整備に関するガイドライン参照）

（例）手数料等の合計額と該当有無

生命保険	損害保険	少額短期保険	（合計）		該当有無
4億円	4億円	2億円	10億円	⇒	非該当
10億円	0円	0円	10億円	⇒	該当

<Q & A>

	Q	A
1	保険会社から、事務の委託に関して対価を受領しているのですが、これも基準額（10億円）の該当有無を判定する際に算入する必要があるのでしょうか？	基準額の該当有無を判定する際に算入する金銭は、保険募集に関して收受した手数料、報酬、その他対価が該当します。したがって、保険募集とは直接的に関係のない事務手続き等に対して支払われる対価は、必ずしも算入する必要はありません。

3 帳簿書類の備付け

「規模が大きい特定保険募集人」は、保険契約に係る帳簿書類を保存し、保険募集人が所在する事務所ごとに常時閲覧できる体制を整備しなければなりません。

(1) 帳簿書類に記載する事項

帳簿書類に記載する事項は、次のとおりです。なお、帳簿書類上は、保険契約者ごと、かつ所属保険会社等ごとに、保険契約単位で記載します。また、下記4項目以外の項目を記載することも可能ですが、個人情報に該当する場合は、個人情報保護法等に沿った対応が必要になります。

	項目	備考
①	保険契約の締結の年月日	・「契約日」を記載します。
②	保険契約の引受けを行う保険会社等 又は外国保険会社等の商号又は名称	
③	保険契約に係る保険料	・平準払契約の場合、支払方法を明記したうえで、1回分の保険料を記載することも可能です。 ・代理店分担（共同取扱）を行った場合は、分担割合に応じて記載する必要があると考えられます。 ・外貨建ての保険商品については、円換算して記載します。
④	保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額	・手数料等を分割で受け取る場合は、以下の方法で記載することが考えられます。 ①手数料等を受け取る都度、受取累計額を記載（更新）する ②「初回手数料」と「2回目以降の計算式または受取予定額」を記載する ③「初回手数料」と「2回目以降の受取予定総額」を記載する ・手数料は、「税抜」「税込」が分かるように表示してあれば、どちらで記載しても構いません。

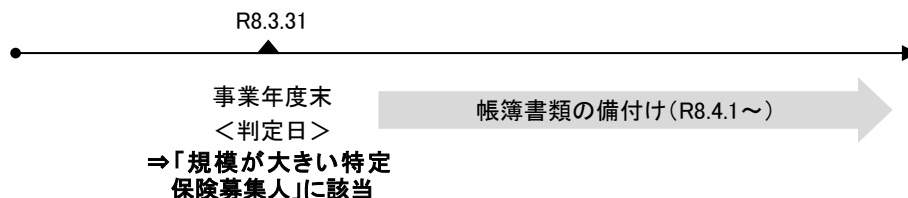
帳簿書類に当社契約を記載する際には、P●●を参照してください。

(2) 保存期間

保険契約の締結の日から5年間（注）保存します。

（注）「規模が大きい特定募集人」に該当した事業年度末の翌日から、帳簿書類の備付けが必要となります。

（例）事業年度末が3月の場合（令和7年度末に「規模が大きい特定募集人」に該当する場合）



※3月の事業年度末で該当した場合、4月1日から帳簿書類を備え付けなければなりません。なお、次回以降の事業年度末で該当しなくなった場合は、当該事業年度末の翌日以降、帳簿書類を備え付ける必要はありません。

(3) 保存方法

帳簿書類は、紙による保存のほか、電磁的方法により保存することも考えられます。また、前頁（1）の項目が網羅されていれば、特に様式は問いません。

なお、帳簿書類の作成および保存の方法については、社内規則等で規定するとともに、保険募集人が所在する事務所ごとに常時閲覧できるように、体制を整備する必要があります。

<Q & A>

	Q	A
1	帳簿書類を保存する趣旨・目的は何でしょうか？	保険業法改正（平成28年（2016年）5月29日施行）における追加的ルールの導入に伴い、監督当局が監督の実効性を確保するため、乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するための措置として求めているものです。
2	生命保険の所属保険会社が15社、損害保険の所属保険会社が1社の場合は、生命保険契約に係る帳簿書類だけを保存すればよいのでしょうか？	損害保険契約に係る帳簿書類も保存する必要があります。「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、生命保険・損害保険・少額短期保険の全ての契約を帳簿書類に記載する必要があります。
3	帳簿書類に記載した契約のデータは、契約の異動等に応じて洗い替える必要がありますか？	帳簿書類には「保険契約の締結時点」の契約内容および手数料を記載しておくことが必要と考えられます。したがって、契約途中で異動（解約・増減額・中途付加等）が生じた場合でも、帳簿上の契約データを洗い替える必要はないと考えられます。ただし、「保険契約

	Q	A
		<p>の締結」に該当する場合は新たな契約として追記する必要があることに留意願います。</p> <p>なお、契約成立後に契約の取消、解除、無効等になった場合についても、帳簿上の契約データを更新・削除する必要はないと考えられます。</p>
4	帳簿書類の記載内容はどのような頻度で更新すればよいでしょうか？	帳簿書類の記載内容の更新は、適宜適切なタイミングで行う必要がありますが、保険会社からデータ提供を受けるタイミングにあわせて、例えば、「月1回」程度更新することが考えられます。
5	保険会社からの提供データに一定の制約（例：独自の定義等を用いている）がある場合、どうすればよいでしょうか？	独自の定義等を用いた保険会社のデータをもとに作成する場合には、備考欄等にその定義等を記載する方法も認められると考えられます。
6	保険会社毎に帳簿書類の保存形態・様式が異なる場合は、どうすればよいでしょうか？（例：A社分はデータで保存、B社分はデータと紙で保存、C社分は紙で保存）	保険会社毎に保存形態・様式が異なる場合には、帳簿の保存方法について社内規則等で規定する際に、その旨を記載する必要があります。
7	帳簿書類には保険契約ごとに記載する必要がありますが、保険契約ごとに按分できない手数料はどのように記載すればよいでしょうか？	個々の契約に直接紐付かないボーナス手数料など、どうしても契約ごとに按分できない手数料については、帳簿書類への記載を省略することも考えられます。
8	外貨建て保険商品の場合、保険料はどの為替レートを用いて円換算すればよいでしょうか？	<p>契約時の保険会社のレートや保険会社が手数料計算時に用いるレートを使用することが考えられます。</p> <p>なお、その際には、為替レートを帳簿の項目に追加する、備考欄等を設けて用いたレートの定義を記載する（例：手数料計算時のレートである旨を記載する等）などの対応が考えられます。</p>
9	団体保険について、被保険者ごとに帳簿書類を保存する必要がありますか？	被保険者ごとに保存する必要はありません。
10	電磁的方法によって「保険募集人が所在する事務所ごとに常時閲覧」する場合、データベースを事務所ごとに保有する必要がありますか？また、本店のみでデータベースを保有し、各事務所からの連絡により本店から遅滞なく事務所にデータを連携	<p>例えば代理店の本店でデータベースを構築した場合も、各事務所から常時アクセスすることができれば、必ずしもデータベースを事務所ごとに保有する必要はないと考えられます。</p> <p>また、本店で遅滞なく事務所にデータを連携する等の対応でも許容されるものと考えられます。</p>

	Q	A
	<p>する等の対応でも、「常時閲覧」できる体制として許容されるのでしょうか？</p>	
11	<p>帳簿書類は、保険募集人が所在する事務所ごとに保存することが求められています。例えば、契約を取り扱った保険募集人（使用人）が人事異動等で他の事務所に異動した場合は、帳簿上の契約データを異動先に移管する必要があるのでしょうか？</p> <p>また、募集人登録を抹消した場合は、帳簿上の契約データを削除する必要があるのでしょうか？</p>	<p>保険募集人（使用人）が他の事務所に異動した場合、当該保険募集人がこれまで取り扱った契約のデータについては、必ずしも異動先の帳簿書類に記載する必要はないと考えられます。</p> <p>また、募集人登録を抹消した場合であっても、法令等で定められた期間（保険契約の締結の日から5年間）は、当該保険募集人が取り扱った契約のデータを帳簿書類に記載しておく必要があると考えられます。</p>
12	<p>保険会社と代理店間の委託契約が解除になった場合や、他の代理店に契約が移管された場合は、帳簿上の契約データを削除する必要があるのでしょうか？</p>	<p>委託契約の解除や他の代理店への契約移管の有無に関わらず、法令等で定められた期間（保険契約の締結の日から5年間）は、帳簿書類に記載しておく必要があると考えられます。</p>

4 事業報告書の作成・提出

「規模が大きい特定保険募集人」は、所定の様式により事業報告書を作成し、管轄財務局長等に提出しなければなりません。

(1) 作成要領

ア. 使用帳票

法定様式（保険業法施行規則 別紙様式第25号の2または3（第238条第1項関係））を使用します。

※法人代理店は「第25号の2」、個人代理店は「第25号の3」を使用します。

イ. 記載要領

P11以降の記載例をご参照ください。

(2) 提出先

事業報告書は、代理店の本店を管轄する財務局長等に提出しなければなりません。なお、代理店単位（法人であれば法人単位）で1通作成すれば足够了。

【参考】所在地ごとの管轄財務局等（令和8年3月30日時点）

財務局等	電話番号（代表）	所在地	管轄区域
北海道財務局	(011)709-2311	札幌市	北海道
東北財務局	(022)263-1111	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東財務局	(048)600-1111	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
関東財務局 東京財務事務所	(03)5842-7011	文京区	東京都
北陸財務局	(076)292-7860	金沢市	富山県、石川県、福井県
東海財務局	(052)951-1772	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿財務局	(06)6949-6390	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国財務局	(082)221-9221	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国財務局	(087)811-7780	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州財務局	(096)353-6351	熊本市	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
福岡財務支局	(092)411-7297	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県
沖縄総合事務局	(098)866-0091	那覇市	沖縄県

(※) 事業報告書の提出方法等については、管轄財務局等にお問い合わせください。また、担当課等詳細は金融庁HP <<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>>をご確認ください。

なお、令和4年4月1日以降の事業報告書の提出につきましては、金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」という。）、又はe-Govを利用した申請・届出等をお願いいたします。新システムの利用には、gBizIDの取得が必要となっておりますので、未取得の場合は下記のURLをご参照のうえ、取得をお願いいたします。gBizIDはe-Govでもご利用いただけます。

《新システム利用ガイド》

<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/UserGuide.pdf>

《e-Gov 電子申請利用ガイド》

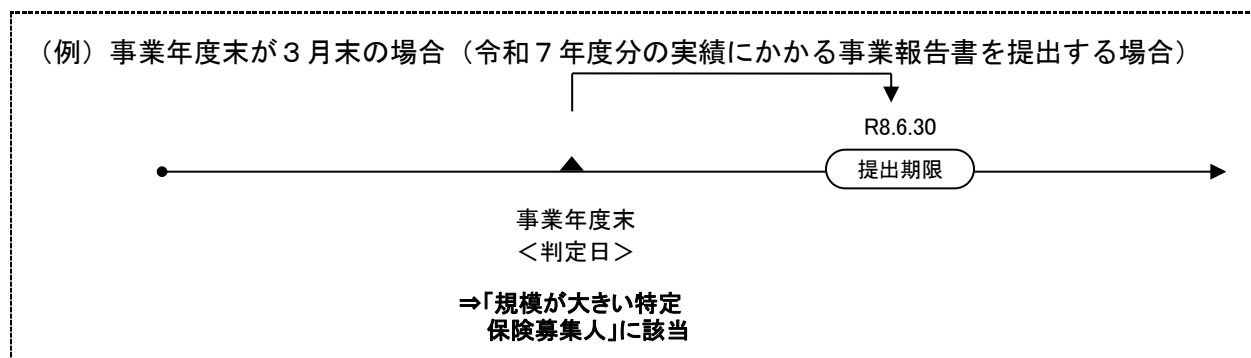
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure/>

《gBizID：デジタル庁》

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(3) 提出期限

代理店の事業年度末の翌日から3ヵ月以内に提出しなければなりません。



< Q & A >

	Q	A
1	<p>保険業法施行規則改正（令和8年（2026年）6月1日施行）の様式改正の趣旨・目的は何でしょうか？</p>	<p>保険金不正請求事案等を背景として、保険会社・保険募集人等に対する体制整備義務や募集ルールの強化が図られることになりました。あわせて、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、事業報告書の記載項目の拡充が提言されたこと等を踏まえ、監督当局による監督の実効性を高めるため、規模が大きい特定保険募集人の業務運営や内部管理の状況等をより適切に把握することを目的として、事業報告書様式の見直しが行われたものです。</p>
2	<p>生命保険の所属保険会社が15社、損害保険の所属保険会社が1社の場合は、事業報告書は生命保険契約に係る事項だけを記載すればよいのでしょうか？</p>	<p>損害保険契約に係る事項も事業報告書に記載する必要があります。「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、生命保険・損害保険・少額短期保険の全てについて事業報告書を作成・提出する必要があります。</p>
3	<p>事業報告書の法定様式「2. 取扱保険契約等の状況」の「(2) 取扱保険契約（直近3か年度）」等に関して、表計算ソフト等で作成した一覧表を添付して代替することは許容されますか？</p>	<p>法定様式のとおり作成する必要があり、表計算ソフト等で作成した一覧表の添付によって代替することはできません。</p>
4	<p>保険会社からの提供データに一定の制約（例：独自の定義等を用いている）がある場合、どうすればよいのでしょうか？</p>	<p>独自の定義等を用いた保険会社のデータをもとに作成する場合には、「備考」欄や別紙にその定義等を記載する方法も認められると考えられます。</p>
5	<p>事業報告書はExcelファイル形式での提出が求められていますが、別添可とされている書面については特段ファイル形式の指定はないという理解でよいのでしょうか？</p>	<p>別添可とされている書面については、特段ファイル形式の指定はされておられません。</p>

(4) 事業報告書の記載例

帳票の様式はA4縦版とします。

別紙様式第25号の2(第238条第1項関係)(法人の場合)

(日本産業規格A4)

事業報告書(令和7年度)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

令和8年6月25日提出

関東財務局長 殿

事業報告書の財務局提出日を記載します。

当該箇所につきましては、作成年度の前年度分の実績にかかる事業報告書を提出する場合の例示を記載します。

郵便番号 (100-XXXX)

住所 東京都千代田区丸の内●-●-●

代理店登録のある事務所の本店所在地を記載します。

電話番号 (03) XXXX - XXXX

商号又は名称 株式会社●●保険サービス

報告内容に対応できる部署の電話番号を記載します。

代表者又は管理人の氏名

代表取締役 生保 太郎

1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

生命保険: 昭和60年4月1日
損害保険: 昭和60年4月1日
少額短期保険: 平成20年4月1日
(記載上の注意)

財務局等への登録年月日を記載します。

1. 法第276条の規定による登録を受けた日を記載すること。
2. 該当しないものについては、空欄とすること。

(2) 代理申請会社(業者)名

生命保険: A生命保険相互会社
損害保険: A損害保険株式会社
少額短期保険: 甲少額短期保険株式会社
(記載上の注意)

事業年度末時点の代申会社名を記載します。

該当しないものについては、空欄とすること。

・令和7年改正保険業法の施行日以後に「特定大規模乗合生命保険募集人」及び「特定大規模乗合損害保険代理店」の概念が新設されることを踏まえ、令和5年度および令和6年度における該当状況は対象外となります。(回答の必要はありません)

・特定大規模乗合生命保険募集人の要件等については、42ページ以降を参照のこと。

(3) 「特定大規模乗合生命保険募集人」及び「特定大規模乗合損害保険代理店」への該当状況(直近3か年度)

区分	該当		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定大規模乗合生命保険募集人	—	—	○
特定大規模乗合損害保険代理店	—	—	

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。ただし、「年度」欄については判定事業年度単位で記載すること。
2. 第215条の3第3項又は第227条の16第3項に規定する要件に合致する場合も、○を記載すること。

(4) 専業・兼業業務の状況

ア. 専業・兼業の別

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	○

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 日本標準産業分類の中分類における保険業の業種のみ該当する場合は、「専業」とすること。

イ. 兼業特定保険募集人の該当の有無

責任者の設置、見積額の適切性確保の方法、不正の疑いを把握した場合の対応等を記載します。

兼業特定保険募集人の該当の有無	該当	有の場合には、兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況
有	○	
無		

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 「兼業特定保険募集人」に該当する場合には、「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を必ず記載すること。

ただし、兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

ウ. 兼業特定保険募集人に係る兼業業務以外の兼業業務を行う場合

兼業する業種名	兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況

(記載上の注意)

1. ア.において「兼業」に該当する場合には、記載すること。ただし、イ.に記載するものは除く。
2. 「兼業する業種名」は、日本標準産業分類の中分類に基づき記載すること。
3. 兼業する業種が複数ある場合には、行を追加してそのうち主な兼業する業種名について3業種まで記載すること。
4. 「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」については、体制整備を行っている場合のみ記載すること。
5. 兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

代理店の主な事業展開及び経営統合状況等を記載します。

(5) 沿革

年	事業内容	備考
昭和60年	株式会社●●保険サービス創立	
平成 2年	本社を現住所に移転	
平成10年	●●インシュアランス株式会社を合併	
平成20年	お客様サービスセンターを新設し、コールセンター業務を拡大	
令和 2年	ニューヨーク事務所を新設	

(記載上の注意)

主たる沿革を記載すること。

事業年度末時点の株主情報を記載します。(株式未発行会社の場合は、記載は不要です。)

(6) 株式基本情報 (大株主)

(単位：株、%)

	株主名	持株数	持株比率
1	A 株式会社	××	××
2	B 株式会社	××	××
3	C 株式会社	××	××
4	D 株式会社	××	××
5	E 株式会社	××	××
6	F 株式会社	××	××
7	G 株式会社	××	××
8	H 株式会社	××	××
9	I 株式会社	××	××
10	J 株式会社	××	××

(記載上の注意)

1. 持株数の多い順に 10 名を記載すること。
2. 株式を発行していない場合には、記載を要しない。

- ・事業年度末時点の人数を記載します。
- ・使用人には派遣会社の社員や他社から自社への出向社員は含みます。但し、自社から他社への出向社員は含めません。

(7) 役員及び使用人の状況

ア. 法人における役員及び使用人の人数

役員				使用人	うち、短時間・嘱託・ 契約社員	合計
常勤	非常勤	小計	うち、保険会社等の 職務経験者			
4名	1名	5名	0名	95名	10名	100名

(記載上の注意)

1. 当年度末の状況を記載すること。
2. 該当する者がいないものについては、空欄とすること。

イ. 保険募集を行う者として登録又は届出をしている人数

役員	使用人			合計
	生命保険	損害保険	少額短期保険	
2名	80名	75名	50名	85名

(記載上の注意)

「合計」欄は、生命保険、損害保険又は少額短期保険のうち一つ以上の保険募集人として登録又は届出をしている役員及び使用人の合計を記載すること。

事業年度末時点で、生命保険、損害保険、少額短期保険の保険募集人として登録・届出をしている人数をそれぞれ記載します。合計欄は、3種類（生命保険・損害保険・少額短期保険）のいずれかの募集人として登録・届出されている役員・使用人の合計を記載します。※左の4つの欄の合計数ではございません。
※使用人には派遣会社の社員や他社から自社への出向社員は含みます。但し、自社から他社への出向社員は含めません。

(8) 保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

内勤職員は固定給
営業職員は固定給＋歩合制(固定給部分40%、歩合制部分60%)

(記載上の注意)

販売する商品等によって給与・報酬の形態が異なる場合、又は固定給及び歩合制のいずれも採用している等複数の給与・報酬の形態を採用している場合には、その割合を含めて詳細に記載すること。

過去の保険料や手数料について、統廃合等が行われた場合は、存続法人に関する記載のみで構いません。

(9) 会社業績の状況(直近3か年度)

(単位：千円)

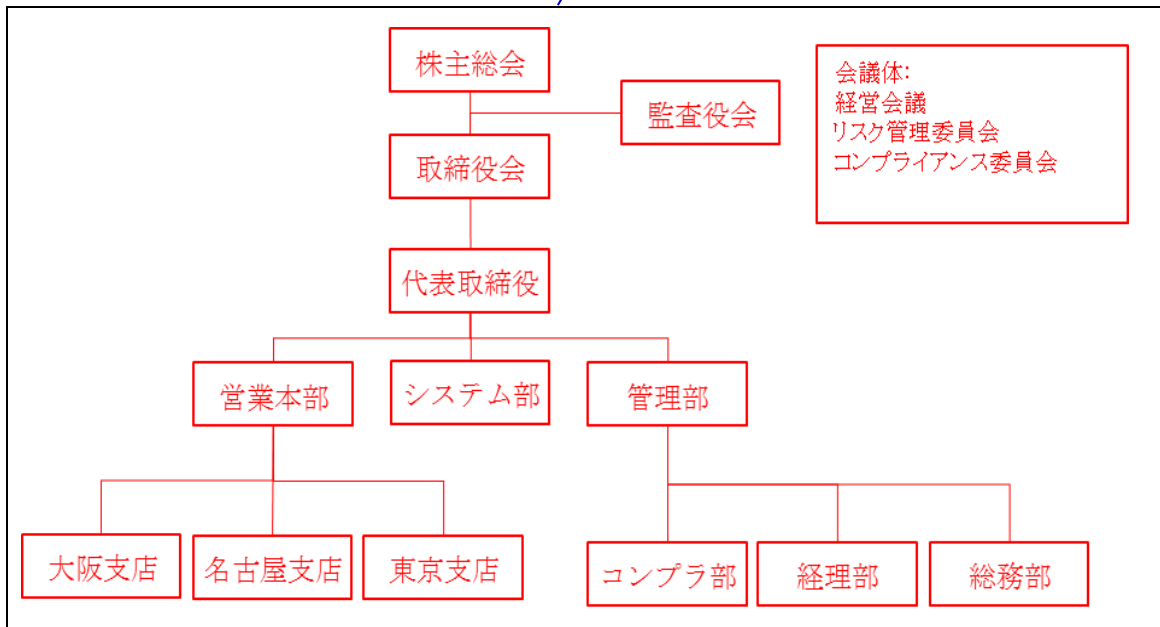
区 分	第20期	第21期	第22期
	(令和6年3月期)	(令和7年3月期)	(令和8年3月期) (当期)
営業収益	××	××	××
経常損益	××	××	××
当期純損益	××	××	××
総資産	××	××	××
純資産	××	××	××

(記載上の注意)

1. 区分欄の各項目の数値を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。
2. 単位未満は切り捨てる。

事業年度末時点の代理店の組織・体制図および保険代理店事業の意思決定に関して、経営者(役員)が参加する会議体を記載します。

(10) 組織・体制・会議体



(記載上の注意)

1. 会議体については、保険代理店事業の意思決定に関して、経営者(役員)が参加する会議体を記載すること。
2. 組織や会議体の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

(11) 保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等

ア. フランチャイズ制

① フランチャイズ制の有無

フランチャイズ制の有無	該当
有	○
無	

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

② フランチャイズ事業の概要

フランチャイズ契約をしている傘下代理店（フランチャイジー）に対して、フランチャイズ本部（フランチャイザー）の作成した保険業務に関する基本方針を周知徹底し、適切な教育・管理・指導を行うとともに、フランチャイズ本部の確立したコンサル・募集実務をフランチャイジーに全面的に導入させ、その定着を図っている。

(記載上の注意)

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③ フランチャイジー

	フランチャイジーの名称	加盟店の名称	所在地	募集手数料(基本・継続・品質含む) (百万円)
1	株式会社〇〇	〇〇 × × 店	東京都千代田区〇〇	× ×
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
2. 「募集手数料」については把握している場合のみ記載すること。
3. フランチャイズ事業として、保険募集業務を行っているフランチャイジーのみ記載すること。
4. 当年度末における全てのフランチャイジー・加盟店等の状況を記載すること。フランチャイジー・加盟店の数が11以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。
5. 金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。

④フランチャイザー

フランチャイザーの名称	所在地

(記載上の注意)

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

イ. フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

①教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

規程等の策定の有無	該当
有	○
無	

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
2. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

②規程等に則った指導・モニタリングの実施頻度

例:月に1回。

(記載上の注意)

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

加盟店に対する指導方針等の状況を記した書面が別にある場合は、当該書面を添付することで代替することができます。

③教育・管理・指導の内容

例:毎月WEB会議を実施するほか、四半期ごとに研修を行うなど、適切な教育・管理・指導を行うとともに、募集人の業務状況を定期的に点検し、苦情・事故情報等に基づくフォローアップ指導を実施した。

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
2. 保険募集の業務の指導の実施方針等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって教育・管理・指導の内容の記載を省略することができる。

代理店の販売方針に基づき、該当する販売チャネルを記載します。なお、事務所や商品分野によって販売方法が異なる場合等は、複数選択したうえで、必要に応じ、備考欄に補足内容を記載します。

(12) 主要販売チャネル

主要販売チャネル	該当	備考
1 来店型		
2 訪問型		
3 「1」「2」両方	○	
4 その他		

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 事務所や商品分野によって販売方法が異なるなど、一つの選択により難しい場合には、実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に「備考」欄に補足すること。

(13) 主要顧客の属性

属性	該当
1 個人	
2 法人	
3 「1」「2」両方	○

保険代理店事業における主要顧客属性を記載します。

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

主要販売チャネルの集客方法を記載します。なお、集客方法は「訪問」・「セミナー開催」・「ウェブサイト」等が考えられます。

(14) 主要販売チャネルにおける集客方法

例：ホームページ等で代理店事務所での保険相談を案内している。

(15) 委託を受けている保険会社等の数の推移（直近3か年度）（単位：社）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生命保険	20	21	19
損害保険	16	14	15
少額短期保険	4	4	4
合計	40	39	38

- ・各事業年度末時点の所属保険会社等の数を記載します。
- ・取扱商品がない保険会社も代理店委託契約を締結している場合は含める必要があります。
- ・直近3事業年度内に合併した保険会社等は、合併までの間は各々1社として算入します。

(16) 比較・推奨販売の方法

比較・推奨販売の方法		該当
1	商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。	○
2	商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。	
3	その他	

備考
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>・自店の販売方針に基づき、該当する箇所に○を記載します。なお、事務所や商品分野によって異なる比較・推奨販売を行っている場合等は、複数選択のうえ、「備考」欄に販売方法の補足説明を簡潔に記載します。</p> </div>

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 2又は3を選択した場合には、「備考」欄に簡潔に補足すること。

(17) 募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合		
		提供元の事業者名	有償・無償の別	被紹介者数
有	○	●●事務所	有償	30名
無				

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 見込み客の紹介等の提供元の事業者の数が6社以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって表中の「有の場合」における各項目の記載を省略することができる。

(18) 保険募集を除く保険会社等との取引の状況

※留意事項は 42 ページ以降を参照のこと

ア. 保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備している場合には、その内容

別添添付資料のとおり。

(記載上の注意)

保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容の記載を省略することができる。

イ. 保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況

各社で自律的に判断し、なるべく個別具体的に記載します。

① 保険会社等からの出向 (該当する場合のみ記入)

出向元の保険会社等	出向の内容(出向者の人数や担当業務等)
具体的な出向目的・出向者数・担当業務・期間等について、詳細に記載します。	

(記載上の注意)

複数の保険会社等から出向者を受け入れている場合には、行を追加して記載すること。

② 保険募集に関する事務の代行 (該当する場合のみ記入)

事務を代行している保険会社等	代行する事務の内容、費用等
具体的な代行事務内容・頻度・費用等について、詳細に記載します。	

(記載上の注意)

複数の保険会社等が事務を代行している場合には、行を追加して記載すること。

③ 広告出稿 (該当する場合のみ記入)

広告出稿している保険会社等	広告出稿の内容、費用等
具体的な広告内容・媒体・回数・費用等について、詳細に記載します。	

(記載上の注意)

複数の保険会社等が広告出稿している場合には、行を追加して記載すること。

④ 研修費用 (該当する場合のみ記入)

研修費用を支出している保険会社等	研修の内容、費用等
具体的な研修内容・目的・頻度・費用等について、詳細に記載します。	

(記載上の注意)

複数の保険会社等が研修費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑤システム費用（該当する場合のみ記入）

システム費用を支出している保険会社等	システムの使用用途、費用等
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 具体的なシステム内容・使用目的・費用等について、詳細に記載します。 </div>	

（記載上の注意）

複数の保険会社等がシステム費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑥その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等

保険会社等	取引等の内容
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 具体的な支援内容・頻度・費用負担等について、詳細に記載します。 </div>	

（記載上の注意）

複数の保険会社等と取引等を行っている場合には、行を追加して記載すること。

ウ．保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法

別紙添付資料のとおり。

（記載上の注意）

保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法に関する社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法の記載を省略することができる。

(19) 保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況

	保険会社等の名称	金銭の名目	金額(千円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

14			
15			
合計		0	0

(記載上の注意)

1. 金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。
2. 「金銭の名目」には、募集手数料以外にどのような名目で使用されている金銭であるか分かるように具体的に記載すること。
3. (18) イ. で記載した費用は除く。
4. 「保険会社等の名称」及び「金銭の名目」ごとに記載することとし、その件数が16件以上ある場合には、行を追加して記載すること。

保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況を記載します。なお、保険会社より提供されているシステムのみを利用している場合は、記載不要です。

(20) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	導入(更新)時期	使用用途
1	●●	株式会社●●		顧客情報の管理
2	△△	株式会社△△		契約管理
3				
4				
5				

(記載上の注意)

1. 保険会社等が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。
2. 6以上の保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムを導入している場合には、行を追加して記載すること。

保険会社のマニュアルに基づき対応している場合は、その内容を記載してください。

(21) 高齢者・障がい者に対する保険募集

ア. 高齢者に対する保険募集について、代表的な取組内容

例: 高齢者への情報提供・契約事務について、社内ルールを設けている(別添資料参照)。

(記載上の注意)

取組内容一覧表等がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

イ. 障がい者に対する保険募集について、代表的な取組内容

保険会社のマニュアルに基づき対応している場合は、その内容を記載してください。

例:
・四肢欠損や肢体不自由等の障がいを持っている場合、その程度に応じて、書類の受け渡し記入時のサポートを行う等の対応を行っている。

・視覚障がい有しており、募集ツール(パンフレット、重要事項説明書等)の文字が読めない、あるいは読みにくいという場合、募集人が代読する、募集ツールを拡大コピーして提供する等の対応を行っている。

・聴覚に障がい有している場合、必要に応じて筆談やコミュニケーションボード(タブレット端末等含む)を活用して手続を進める等の対応を行っている。

(記載上の注意)

取組内容一覧表等がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

(22) 個人情報の保護に関する法律への対応に関する事項

個人情報の保護に関する教育を担当する部門及び個人情報に関する管理責任者の設置の有無	該当
有	○
無	

・個人情報保護法への対応体制として、個人情報保護に係る教育担当所管・個人情報管理責任者の設置の有無を記載します。

・代理店店主や代表者が個人情報に関する管理責任者を兼務している場合は、有に○をつけてください。

直近1年以内の個人情報の保護に関する法律に関する研修の有無	該当
有	○
無	

・直近1年以内の個人情報保護法に関する研修の有無を記載します。

・代理店独自の研修に加え、保険会社の指示に従って実施した研修も含まれます。

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所○に記載すること。

(23) 苦情処理に関する事項

ア. 苦情の定義

代理店が定めている苦情の定義を記載します。
 なお、元受保険会社の基準に準じている場合は、その内容を記載します。

イ. 苦情の把握に関する事項

例:
 社内のシステムに入力の上、本社へ状況を共有する。コンプライアンスの問題がある等、内容によってシステムへの記録に加え、即時に保険会社へ報告する。

(記載上の注意)

苦情の把握から解決までの流れを網羅的に記載すること。

ウ. 苦情の受付件数(直近3か年度)

(単位: 件)

	苦情の内訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 生命保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			

	合計			
2. 損害保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
3. 少額短期保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
4. その他				

(記載上の注意)

1. 「苦情の内訳」については、各項目の件数を把握している場合にはその内訳ごとの件数を記載し、不明な場合には「合計」にその件数の合計数を記載すること。
2. 「4. その他」については、「1. 生命保険」から「3. 少額短期保険」までのうち、いずれかに分類される苦情以外の苦情の受付件数について、集計している場合のみ記載すること。

(24) 保険募集の業務に係る内部通報制度に関する事項

ア. 内部通報制度の整備状況

別紙添付資料のとおり。

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務に関する通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。
2. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部通報制度の整備状況に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報制度の整備状況の記載を省略することができる。

イ. 内部通報の処理に関する事項

別紙添付資料のとおり。

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること。
2. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載

すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。

3. 保険募集の業務に係る内部通報の処理に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報の処理に関する事項の記載を省略することができる。

ウ. 内部通報の件数（直近3か年度）

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生命保険	0	0	1
損害保険	0	0	2
少額短期保険	0	0	1

（記載上の注意）

特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。

(25) 保険募集の業務に係る内部監査体制に関する事項

別紙添付資料のとおり。

（記載上の注意）

1. 保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。
2. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部監査体制を整備しているときは、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況の記載を省略することができる。

(26) 保険会社等による代理店監査の実施状況

保険会社等の名称	監査実施時期
●生命保険相互会社	令和7年12月
●生命保険株式会社	令和8年2月
●生命保険相互会社	令和7年10月

（記載上の注意）

1. 当年度における実施状況を記載すること。
2. 保険会社等による代理店監査を4社以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

(27) 「法令等遵守責任者」及び「統括責任者」の設置状況

ア. 法令等遵守責任者の設置状況

支店又は従たる事務所の名称	法令等遵守責任者の氏名	他の業務の兼務状況
●●支店	生保 四郎	支店長業務、営業推進業務
●●支店	生保 五郎	管理業務
●●支店	生保 六郎	なし

(記載上の注意)

1. 法令等遵守責任者とは、第 215 条の 4 第 1 項第 1 号又は法第 294 条の 4 第 1 号に規定する法令等遵守責任者をいう。
2. 「法令等遵守責任者の氏名」について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
3. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、法令等遵守責任者を設置しているときは、記載すること。
4. 法令等遵守責任者を設置している支店又は従たる事務所が 1 1 か所以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、法令等遵守責任者の設置状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって法令等遵守責任者の設置状況の記載を省略することができる。
5. 「他の業務の兼務状況」は他の業務を兼務している場合のみ、兼務している業務（営業推進業務、管理業務等）を記載すること。

イ. 統括責任者の設置状況

主たる営業所又は事業所の名称	統括責任者の役職	統括責任者の氏名
●●本店	コンプライアンス部長	生保 七郎

(記載上の注意)

1. 統括責任者とは、第 215 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 227 条の 18 に規定する統括責任者をいう。
2. 「統括責任者の氏名」について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
3. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、統括責任者を設置しているときは、記載すること。

(28) コンプライアンスに関する研修の実施状況

ア. コンプライアンスに関する教育を担当する部門

コンプライアンス部

イ. コンプライアンスに関する研修について

当年度のコンプライアンスに関する研修の有無	該当	研修名	研修講師
有	○	職業倫理・コンプラ研修	コンプライアンス部課長
無			

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 「コンプライアンスに関する研修」とは、コンプライアンスのみを扱う研修をいう。
3. 「研修講師」欄には、外部講師の場合は当該外部講師が所属する組織（保険会社等を含む。）の社名等を記載し、内部講師の場合には、当該内部講師の役職名を記載すること。
4. 「コンプライアンスに関する研修」を年 4 回以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

(29) 保険募集指針の策定状況

保険募集指針の策定の有無	該当	有の場合には、公表の方法
有	○	ホームページで保険募集指針を公表している。
無		

(記載上の注意)

1. 「保険募集指針」とは、第 215 条の 4 第 1 項第 4 号又は第 227 条の 21 第 1 項第 1 号に規定する指針をいう。

2. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
3. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集指針を策定しているときは、記載すること。

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険契約等

ア. 生命保険

生命保険、損害保険、少額短期保険のいずれかの業態で「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合は、全ての業態について記載する必要があります。(2.(1)～(3)共通)

	取扱保険会社名	募集手数料合計 (基本・継続・品質含む) (百万円)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		合計	合計	合計
1	A生命保険相互会社			
2	B生命保険株式会社			
3	C生命保険相互会社			
4	D生命保険株式会社			
5	E生命保険相互会社			
6	F生命保険株式会社			
7	G生命保険相互会社			
8	H生命保険株式会社			
9	I生命保険相互会社			
10	J生命保険株式会社			
11	K生命保険相互会社			
12	L生命保険株式会社			
13	L生命保険相互会社			
14	M生命保険株式会社			
15	N生命保険相互会社			
合計				

- ・ 1. (15)に記載した直近事業年度末時点の全ての所属保険会社について記載します。
- ・ 直近3事業年度の募集手数料について、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき収入実績を記載します。
- ・ 募集手数料合計が百万円未満の場合は「0」を記載し、手数料が払われていない(該当なし)の場合は「-」を記載します。
- ・ 百万円単位の記載については、十万円以下を四捨五入して計上します。(四捨五入以外の方法で端数を処理した場合、余白にその旨を記載しておくことが考えられます。)
- ・ 規模が大きい特定保険募集人に該当してから、最初に提出する事業報告書について、直近3事業年度分を記載することが困難な場合は、把握可能な範囲で記載することも認められます。

「合計」には、2. 取扱保険契約等の状況－(2) 取扱保険契約(直近3か年度)－イ. 保険契約の内訳等－②保険契約の内訳の【手数料総額】と同様の値を記載します。

(記載上の注意)

1. 取扱保険会社が16社以上ある場合には、行を追加して記載すること。
2. 募集手数料(報酬その他の対価の額を含む)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき収入実績を記載すること。
3. 単位未満は「0」を、該当なしは「-」を記載すること。

(推奨保険会社・商品)

	取扱保険会社名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
1	別紙添付資料のとおり			

2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

・ 推奨保険会社・商品について、内容を記した書面が別にある場合は、当該書面を添付することで代替することができます。

・ 推奨保険会社・商品を定めていない場合は、記載不要です。

(記載上の注意)

1. 推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
2. 推奨保険商品が 31 商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
3. 「保険商品名」欄は、保険会社の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
4. 推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない

イ. 損害保険

	取扱保険会社名	募集手数料合計（基本・継続・品質含む） （百万円）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		合計	合計	合計
1	ア損害保険株式会社			
2	イ損害保険株式会社			
3	ウ損害保険株式会社			
4	エ損害保険株式会社			
5	オ損害保険株式会社			
6	カ損害保険株式会社			
7	キ損害保険株式会社			
8	ク損害保険株式会社			
9	ケ損害保険株式会社			
10	コ損害保険株式会社			
11	サ損害保険株式会社			
12	シ損害保険株式会社			
13	ス損害保険株式会社			
14	セ損害保険株式会社			
15	ソ損害保険株式会社			
合計				

「合計」には、2. 取扱保険契約等の状況－②取扱保険契約（直近3か年度）－イ. 保険契約の内訳等－②保険契約の内訳の【手数料総額】と同様の値を記載します。

（記載上の注意）

1. 取扱保険会社が16社以上ある場合には、行を追加して記載すること。
2. 募集手数料（報酬その他の対価の額を含む。）は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき収入実績を記載すること。
3. 単位未満は「0」を、該当なしは「－」を記載すること。

（推奨保険会社・商品）

	取扱保険会社名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 （いわゆるペットネーム）	推奨理由
1	別紙添付資料のとおり			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

10				
----	--	--	--	--

(記載上の注意)

1. 推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
2. 推奨保険商品が 11 商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
3. 「保険商品名」欄は、保険会社の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
4. 推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。

ウ. 少額短期保険

	取扱少額短期保険業者名	募集手数料合計 (基本・継続・品質含む) (百万円)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		合計	合計	合計
1	a 少額短期保険株式会社			
2	b 少額短期保険株式会社			
3	c 少額短期保険株式会社			
4	d 少額短期保険株式会社			
5	e 少額短期保険株式会社			
6	f 少額短期保険株式会社			
7	g 少額短期保険株式会社			
8	h 少額短期保険株式会社			
9	i 少額短期保険株式会社			
10	j 少額短期保険株式会社			
11	k 少額短期保険株式会社			
12	l 少額短期保険株式会社			
13	m 少額短期保険株式会社			
14	n 少額短期保険株式会社			
15	o 少額短期保険株式会社			
合計				

「合計」には、2. 取扱保険契約等の状況－(2)取扱保険契約(直近3か年度)－イ. 保険契約の内訳等－②保険契約の内訳の【手数料総額】と同様の値を記載します。

(記載上の注意)

1. 取扱少額短期保険業者が 16 社以上ある場合には、行を追加して記載すること。
2. 募集手数料(報酬その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき収入実績を記載すること。
3. 単位未満は「0」を、該当なしは「-」を記載すること。

(推奨少額短期保険業者・商品)

取扱少額短期 保険業者名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
-----------------	-------	------------------------------	------

1	別紙添付資料のとおり			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

1. 推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
2. 推奨保険商品が 11 商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
3. 「保険商品名」欄は、少額短期保険業者の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
4. 推奨保険商品等

(2) 取扱保険契約の内訳等について、保険種類の区分・計上のタイミング・件数のカウント・募集手数料の算出方法を代理店独自の管理ベース・保険会社からの提供ベースのいずれかで記載します。

(2) 取扱保険契約（直近 3 か年度）

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

独自のシステムにより、取り扱っている保険種類ごとに、法人・個人別に契約件数、保険料、募集手数料を管理している。なお、契約件数については、事業年度末ごとに集計している。

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース、保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。
2. 代理店独自の管理ベースに基づき記載する場合には、代理店独自のシステム等にて保険契約の適切な管理・把握をしていることを条件とする。

イ. 保険契約の内訳等

①法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約の販売の有無（直近 3 か年度）

特定保険契約の販売の有無	該当
有	○
無	

直近 3 か年度における特定保険契約の販売有無を記載します。

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

②保険契約の内訳

「手数料総額」には、2. 取扱保険契約等の状況－(1)取扱保険契約等「募集手数料合計（基本・継続・品質含む）」の【合計】と同様の値を記載します。

	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生命保険	新契約件数			
	手数料総額			
損害保険	契約件数			
	手数料総額			
少額短期保険	契約件数			
	手数料総額			

(記載上の注意)

1. 「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること。
2. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保険会社又は少額短期保険業者が元受であっても、「生命保険」の欄に数値を記載すること。
3. 「損害保険」欄には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。
4. 単位未満は切り捨てる。

(3) 取扱保険商品の販売状況について、保険種類の区分・計上のタイミング・件数のカウント・募集手数料の算出方法を「代理店独自の管理ベース」・「保険会社からの提供ベース」のいずれかで記載します。

(3) 取扱保険商品の販売状況（前年度・当年度）

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

独自のシステムにより、取り扱っている保険種類ごとに、法人・個人別に契約件数、保険料、募集手数料を管理している。なお、契約件数については、事業年度末ごとに集計している。

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。
2. 代理店独自の管理ベースに基づき記載する場合には、代理店独自のシステム等にて保険契約の適切な管理・把握をしていることを条件とする。

イ. 生命保険

①（死亡保険）

[令和7年3月期（前期）] (単位：件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				

[令和8年3月期（当期）] (単位：件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				

・記載上の留意点はP 3 4のとおりです。

当社契約に関するデータの記載にあたっては、POOを参照してください。

3							
4							
5					5		
(備考)				(備考)			

② (生死混合保険)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

③ (生存保険)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

④ (第三分野)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険会社名	商品名	新契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

⑤ (年金)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	新契約 件数	初年度 手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

⑥(その他)

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	新契約 件数	初年度 手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	新契約 件数	初年度 手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

(記載上の注意)

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	新契約 件数	初年度 手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

1. 取り扱っている保険会社の保険商品について、保険種類ごとに新契約件数の上位5商品を記載すること。ただし、保険商品ごとの数値の正確な把握・区分が困難な場合には、当該保険商品が属する保険種類を「商品名」欄に記載の上、保険種類ごとの数値を「新契約件数」欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を「備考」欄に簡潔に記載すること。
2. 初年度手数料は、各年度に取り扱った新契約に対する契約初年度分に換算した手数料(次年度以降手数料は含まない。)を記載すること。
3. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
4. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「⑥(その他)」に記載すること。また、その場合には、「(備考)」欄に概要を簡潔に記載すること。
5. 「④(第三分野)」には、損害保険の第三分野における保険期間が1年超の契約についても合算して記載すること。

- ・取り扱っている保険会社の商品について、保険種類毎、新契約件数の上位 5 商品を記載します。
- ・直近 2 事業年度の取扱保険商品の販売状況（前期・当期）を記載します。
- ・規模が大きい特定保険募集人に該当してから、最初に提出する事業報告書について、前期分（前年度分）を記載することが困難な場合は、把握可能な範囲で記載することも認められます。

【新契約件数について】

- ・代理店間で代理店分担（共同取扱）を行った場合は、原則として、代理店間で按分せず、それぞれの代理店に「1 件」ずつ計上することが考えられます。一方、同一代理店内の募集人で共同取扱を行った場合は、原則として「1 件」として計上することが考えられます。なお、これらと異なる取扱いにて計上することも否定されませんが、その場合は、「備考」欄や別紙にその旨を記載する必要があります。
- ・新契約には、新たな契約の締結に該当しない契約の異動によるものは計上する必要はないと考えられます。
- ・なお、例えば、契約の締結後、事業年度途中で払済契約、失効契約等となった場合であっても、当該契約は「1 件」として計上することが望ましいと考えられますが、契約の把握に莫大なコストが必要となる場合等には、把握可能な範囲で記載することも認められます。

【初年度手数料について】

- ・初年度手数料は、各年度に取り扱った新契約に対する契約初年度（次年度以降手数料は含まない）分に換算した手数料を記載する必要があります。
- ・なお、契約初年度（次年度以降手数料は含まない）分に換算した手数料について、下記の計算方法が考えられます。

保険料の払方	手数料の払方	初年度手数料の考え方
月払	保険会社より各月手数料をお支払い	初回以降契約初年度分（12カ月分）を初年度手数料とする。 ※契約初年度（12か月分）に支払われる想定合計手数料を設定。
半年払	保険会社より年 2 回、契約応当日とその半年後等にお支払い	初回手数料と 2 回目の手数料を初年度手数料とする。 ※契約初年度（2回）に支払われる想定合計手数料を設定。
年払	保険会社より年 1 回、契約応当日等にお支払い	初回手数料を初年度手数料とする。
一時払	保険会社より年 1 回、契約応当日等にお支払い	初回手数料を初年度手数料とする。

- ・初年度手数料合計が百万円未満の場合は「0」を記載し、手数料が払われていない（該当なし）の場合は「-」を記載します。
- ・百万円単位の記載については、十万円以下を四捨五入して計上します。（四捨五入以外の方法で端数を処理した場合、備考欄にその旨を記載しておくことが考えられます。）
- ・手数料の消費税については、「税抜き」で記載します。（税込みで記載する場合、その旨を備考欄に記載するなどの対応が考えられます。）
- ・募集手数料には、保険募集に関して代理店が保険会社等から收受した全ての手数料、報酬、その他の対価が該当し、以下の金銭等についても該当します。なお、初年度手数料については、継続手数料、品質手数料を含めません。但し、システムの仕様等によって継続手数料・品質手数料等を除いた初年度手数料の記載が難しい場合は、その旨および記載した初年度手数料に含まれる費目を備考欄に記載すること。
 - ①名目を問わず、販売促進を目的としたもの
 - ②名目を問わず、特定個社の商品販売が提供・継続の条件となっているもの等、実質的に募集に関する報酬と考えられるもの

ウ. 損害保険

① (自動車保険)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

記載項目の把握方法が不明な場合は、所属の損害保険会社にご確認ください。

② (火災保険)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

③ (傷害保険)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

④ ((その他)新種)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	保険 会社名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				

4				
5				
(備考)				

4				
5				
(備考)				

(記載上の注意)

1. 取り扱っている保険会社の保険商品について、保険種類ごとに契約件数の上位5商品を記載すること。ただし、保険商品ごとの数値の正確な把握・区分が困難な場合には、当該保険商品が属する保険種類を「商品名」欄に記載の上、保険種類ごとの数値を「契約件数」欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を「備考」欄に簡潔に記載すること。
2. 契約件数は、新契約に加え、満期更改の契約件数も含めて記載すること。
3. 手数料（報酬その他の対価の額を含む。）は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき、收受した年度の手数料額を記載すること。
4. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ.「④（第三分野）」に数値を記載すること。
5. 「④（その他）新種」には自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。

エ. 少額短期保険

①（生命保険）

[令和7年3月期（前期）]（単位：件、百万円）

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期（当期）]（単位：件、百万円）

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

②（損害保険）

[令和7年3月期（前期）]（単位：件、百万円）

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期（当期）]（単位：件、百万円）

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

③（第三分野）

[令和7年3月期（前期）]（単位：件、百万円）

[令和8年3月期（当期）]（単位：件、百万円）

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

④ (その他)

[令和7年3月期(前期)] (単位:件、百万円)

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

(記載上の注意)

1. 取り扱っている少額短期保険業者の保険商品について、保険種類ごとに契約件数の上位5商品を記載すること。ただし、保険商品ごとの数値の正確な把握・区分が困難な場合には、当該保険商品が属する保険種類を「商品名」欄に記載の上、保険種類ごとの数値を「契約件数」欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を「備考」欄に簡潔に記載すること。
2. 契約件数は、新契約に加え、満期更改の契約件数も含めて記載すること。
3. 手数料(報酬その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した年度の手数料額を記載すること。
4. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
5. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「④(その他)」に記載すること。また、その場合には、「(備考)」に概要を簡潔に記載すること。

(記載上の注意)

1. 上記において、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合には、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。
2. 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

[令和8年3月期(当期)] (単位:件、百万円)

	少額短期 保険業者名	商品名	契約件数	手数料
1				
2				
3				
4				
5				
(備考)				

【保険会社チェック用】<事業報告書 作成用データ>

生命保険会社が代理店へデータ提供するにあたって、特に留意を要する点

○当チェックシートは、会員各社から特定保険募集人へ事業報告書作成用データを提供する際、特に留意を要する点を記載したものであり、特定保険募集人が事業報告書を作成する際の指導にもご活用ください。

【チェック項目】

No	項目	確認・留意事項	備考
1	【様式 1.(23)ウ】 苦情の受付件数	<input type="checkbox"/> 苦情の発生件数の提供にあたっては、計上している対象期間、苦情の定義を提供しているか。	
2	【様式 2. (2)イ. ②】 保険契約の内訳	<input type="checkbox"/> 共同ゲートウェイ等にデータ提供していない商品については、別途エクセル(CSV)等を活用し、データ提供しているか。	
3	【様式 2. (3)ア・イ】 取扱保険商品の販売状況(前年度・当年度)	<p><u><全般></u></p> <input type="checkbox"/> 全ての商品を網羅し、法定様式にある保険種類に分類して保険商品名ごとの記載が可能となるよう、データ提供しているか。	◆保険商品名単位での把握に莫大なコストが必要となる場合等には、保険種類単位で記載可。
		<input type="checkbox"/> 共同ゲートウェイ等にデータ提供していない商品や新契約件数、初年度手数料額については、別途エクセル(CSV)等を活用し、データ提供しているか。	

各社用欄

各保険会社において、帳簿書類・事業報告書に関するデータの提供方法や、代理店が作成する際の留意点等、固有の事項を記載する際に活用してください。

【当社契約に係る帳簿書類・事業報告書の作成について】

記載内容は例示

<帳簿書類>

① データの提供方法	・ N T T データ社が運営する「共同ゲートウェイ」の「生保汎用版手数料データフォーマット」にてデータを提供いたします
② データの提供頻度	・ 月 1 回の手数料確報データで提供いたします
③ データの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象レコード : 位置●が「●」のレコードが対象となります ・ 契約日 : 位置●に表示しております ・ 保険会社名 : 位置●に表示しております (保険会社 C D を読み替えてください) ・ 保険料 : 位置●に表示しております ・ 手数料 : 以下の 2 種類のデータを提供いたします 「初回手数料額」…位置●に表示しております 「2 回目以降予定手数料額」…2 回目以降手数料の支払予定総額を位置●に表示しております ・ 備考 : 位置●に表示しております ・ ●●●● : 位置●に表示しております
④ その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供するデータの「初回手数料額」にはキャンペーン手数料を含みません。キャンペーン手数料は「2 回目以降予定手数料額」に含みます ・ 団体保険については個別にご連絡いたします

<事業報告書>

① データの提供方法	・ 帳簿書類に関するデータと同様の方法で提供いたします
② データの提供頻度	・ 帳簿書類に関するデータと同様です
③ 様式 2. (1) ア.	・ 個別にご連絡いたします
④ 様式 2. (2) ア.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険種類 : 位置●に表示しております ・ 件数 : 位置●に表示しております ・ ●●●● : 位置●に表示しております
⑤ 様式 2. (3) ア.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険商品名 : 位置●に表示しております ・ 初年度手数料 : 位置●に表示しております ・ 計上月 : 位置●に弊社の計上月を表示しております ・ その他の項目は④と同様です
⑥ その他留意点	・ 団体保険については個別にご連絡いたします

参考①

特定大規模乗合生命保険募集人の体制整備義務

【1】概要

特定大規模乗合生命保険募集人に該当する場合には、保険業法第294条の3に定められる措置を講じることが求められます。

また、特定大規模乗合生命保険募集人に対する体制整備義務の履行を免れることを目的とした不適切な行為を行ってはけません。

【2】特定大規模乗合生命保険募集人の該当要件

保険業法施行規則第215条の3で定める特定大規模乗合生命保険募集人の概要要件は、以下の通り。

- ・「生保のみ代理店が、二以上の所属保険会社等から、保険募集の業務に関して、手数料・報酬その他の対価として20億円以上を受け取った場合」または「損保代理店も兼務する場合、二以上の所属生命保険会社等から、保険募集の業務に関して、手数料・報酬その他の対価として10億円以上、かつ、二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等との合計額が20億円以上の場合」
- ・また、二以上の所属保険会社等から受領した手数料等の総額が20億円に満たない事業年度(以下、基準未達事業年度)の翌事業年度及び翌々事業年度(以下、翌二事業年度)の間においても、以下①及び②の区分に従い、特定大規模乗合保険募集人として取り扱う必要がある。
 - ①基準未達事業年度の前事業年度の手数料等の総額が20億円以上であり、基準未達事業年度に二以上の所属保険会社等から受け取る手数料の総額が10億円以上20億円未満である場合は、当該基準未達事業年度の翌事業年度
 - ②基準未達事業年度の前事業年度の手数料等の総額が20億円以上であり、基準未達事業年度及びその翌事業年度に二以上の所属保険会社等から受け取る手数料等の総額がそれぞれ10億円以上20億円未満である場合は、翌二事業年度までの間

保険業法

第三百三条（帳簿書類の備付け）

特定保険募集人（その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。次条において同じ。）又は保険仲立人は、内閣府令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三百四条（事業報告書の提出）

特定保険募集人又は保険仲立人は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

＜参考＞保険業法等の一部を改正する法律 附則

第二条（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

- 3 新保険業法第三百四条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

保険業法施行規則

第二百三十六条の二（規模が大きい特定保険募集人）

法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のイ又はロに該当するもの

イ 所属生命保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ 当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

二 次のイ又はロに該当するもの

イ 所属損害保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ 当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

三 次のイ又はロに該当するもの

イ 所属損害保険会社等のうち少額短期保険業者（ロにおいて「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの

ロ 当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

第二百三十七条（特定保険募集人又は保険仲立人の業務に関する帳簿書類の保存）

特定保険募集人（法第三百三条に規定する特定保険募集人をいう。次条第一項及び第二百三十八条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

第二百三十七条之二（特定保険募集人又は保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類）

法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 保険契約の締結の年月日
- 二 保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称
- 三 保険契約に係る保険料
- 四 保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

第二百三十八条（特定保険募集人又は保険仲立人の事業報告書の様式等）

法第三百四条に規定する事業報告書は、特定保険募集人が法人である場合においては別紙様式第二十五号の二により、個人である場合においては別紙様式第二十五号の三により、保険仲立人が法人である場合においては別紙様式第二十六号により、個人である場合においては別紙様式第二十七号により、それぞれ作成しなければならない。

保険会社向けの総合的な監督指針

Ⅱ-4-2-10 帳簿書類

法第303条に規定する特定保険募集人（以下、Ⅱ-4-2-11において「特定保険募集人」という。）は、社内規則等に、規則第237条の2第1項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。

Ⅱ-4-2-11 事業報告書

特定保険募集人の事業報告書（別紙様式第25号の2及び第25号の3）については、生命保険、損害保険、少額短期保険いずれかの業態のみ特定保険募集人に該当する場合において、該当していない業態についても、報告の対象となることに留意する。

なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。

(1) 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店への該当要件

特定保険募集人のうち、特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合の要件は、それぞれ規則第215条の3及び規則第227条の16を参照することとする。

(2) 提出先等

事業報告書の提出先は、管轄財務局長等とし、また Excel ファイルを用いて提出するものとする。

Ⅱ－４－２－１２ 保険代理店等に対する便宜供与

(1) 過度の便宜供与の防止

保険会社が、保険代理店等に対して便宜供与を行い、その見返りとして保険募集人が当該保険会社の保険商品を優先的に推奨することによって、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されるおそれがある。

このため、保険会社は、以下のとおり、保険代理店等に対する過度の便宜供与を防止する必要がある。

(注1) 保険代理店等とは、保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人や、その他保険会社による便宜供与が、特定の保険代理店における顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得ることとなる相手方（具体的には、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）や保険代理店の主要な取引先を含む）をいう（以下、Ⅱ－４－２－１２において同じ）。

(注2) 便宜供与の相手方が、一の保険会社等に専属する保険代理店であっても、当該保険代理店の専属を維持する目的等をもって、過度の便宜供与を行うことがないように、適切な措置を講じる必要がある。

① 態勢整備

保険会社は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険代理店等に対する過度の便宜供与を防止するため、以下の措置を講じているか。

- ア. 過度の便宜供与の判断基準に係る社内規則等の策定
- イ. 上記ア. の社内規則等を踏まえた、営業部門等に対する適切な教育・管理・指導の実施及び便宜供与に係る意思決定や教育・管理・指導の実施に対するコンプライアンス部門等の適切な関与
- ウ. 保険代理店等に対して行っている便宜供与により、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていないかについて、リスクに応じた適切な頻度での内部監査及び保険代理に対する監査の実施
- エ. 上記ウ. の監査結果に関する、取締役会等への報告及び当該監査結果を踏まえた取締役会等における評価・対応の検討
- オ. 顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていると認められる場合における、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備

(注3) 上記ア. ～オ. の実施にあたっては、営業部門等からの不当な介入が排除されている必要があることに留意する。

② 過度の便宜供与に係る判断基準

保険会社が保険代理店等に対して行う便宜供与に関し、過度なものであるか否かについては、以下に基づき判断する。

ア. 自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与 保険代理店等に対する便宜供与のうち、以下のいずれかの要素を含むものについては、特に顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれが高いことから、過度の便宜供与に該当する。

(ア) 便宜供与の実績に応じて、当該保険代理店や保険募集人である保険代理店の役員又は使用人において保険契約数や保険引受シェアの調整が行われる場合

(イ) 保険代理店等から保険会社に対し、物品等の販売数量の目標設定や購入数量の割当て等が行われる場合

イ. 実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するもの

上記ア. のほか、保険代理店等に対する便宜供与が過度なものであるか否かについては、当該便宜

供与の趣旨・目的のほか、価格・数量・頻度・期間及びその負担者等を総合的に勘案しつつ、当該便宜供与によって生じ得る弊害の内容・程度を考慮し、社会通念に照らして妥当であるかによって判断する。

なお、判断は個別具体的に行われるべきであるが、例えば、以下の行為については、実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものとして、過度の便宜供与に該当し得る。

- (ア) 保険会社の役職員が、保険代理店等から、他の保険会社の購入実績との比較を提示されるなど黙示の圧力を受けたことを背景として、自社の役職員に対し、数量等の報告やとりまとめを伴う物品の購入をあっせんする行為
- (イ) 保険代理店等が主催するイベント等において、保険会社の役職員等が保険業と関連性の低い役務を提供する形で参加・協力する行為
- (ウ) 保険代理店等が主催するイベント等において、保険会社の役職員等が休日等の業務時間外に参加・協力する行為
- (エ) 本来は保険代理店等が負担すべき費用を保険会社が負担する行為、又は保険代理店等が自らの責任において行うべき業務に対し保険会社が役務を提供する行為
- (オ) 保険代理店等の求めに応じ、役務の対価としての実態がない又は保険会社若しくは保険代理店等において対価性の検証が困難な業務委託費、協賛金、商標使用料、広告費用等の金銭を抛出する行為

II-4-2-13 保険代理店に対する出向

(1) 不適切な出向の防止

保険会社が、保険代理店に対して自社の役職員を出向させ、保険募集に関する業務等に従事させることは、当該出向が過度の便宜供与として機能するなどにより、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引し、もって顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがある。

また、保険代理店の顧客情報等（II-4-2-13において、保険代理店が保険募集以外の事業を兼業している場合には、当該事業に係る顧客情報等を含む。）に接する機会のある出向者については、顧客情報等の不適切な共有を行う可能性があり、出向元保険会社の役職員が当該情報の共有を受けることを含め、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等の法令に抵触するおそれや、法令に照らして不適切な行為となるおそれがある。これらの問題点は、競合他社の顧客情報に接する機会のある乗合代理店への出向においては特に留意する必要がある。

さらに、特定の保険代理店に対する出向者数、出向期間や出向先において従事する業務の内容等によっては、保険代理店としての自立を阻害するおそれや、保険会社における利益相反管理の観点から不適切なものとなるおそれがある。

このように、保険代理店への出向には、過度の便宜供与と同様に顧客の適切な商品選択を阻害するおそれだけでなく、特有の弊害を生じさせるおそれが存在することを踏まえ、保険会社は以下のとおり、保険代理店に対する不適切な出向を防止する必要がある。保険代理店への出向の適切性を十分に確認できる場合を除き、出向を行わないこととする。

(2) 態勢整備

保険会社は、自社の役職員の保険代理店に対する出向に関して、その適切性を担保するため、以下の措置

を講じているか。

- ①出向に係る方針等の策定
- ②出向方針等の策定に係る、取締役会等やコンプライアンス部門等の適切な関与
- ③人事部門や営業部門等による、適切な出向施策の実施・出向者の管理
- ④コンプライアンス部門や内部監査部門による、上記③の適切性に係る検証・監査
- ⑤必要に応じた出向方針等の見直しや改善に向けた態勢整備

(3) 出向の適切性に係る留意事項

保険会社は、自社の役職員の保険代理店に対する出向に関して、保険代理店の特性等に応じつつ、以下の全ての点に照らしてその適切性を判断・検証しているか。

なお、一の保険会社等に専属する保険代理店への出向については、競合他社の顧客情報に接する機会が少ないこと等により、乗合代理店とは以下の弊害が発現するリスクが異なることも踏まえつつ、その適切性を判断・検証する。

また、(3)でいう出向には、保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（注1）内の保険代理店への出向及び転籍を前提とした保険代理店への出向（注2）を含まない。これらの保険代理店への出向にあたっては、顧客の適切な商品選択の機会が確保されているかのほか、個人情報保護に関する法律等の法令に違反する又は法令に照らして不適切な顧客情報等の共有の防止が確保されているかにより、その適切性を判断・検証する。

（注1） 企業グループとは、保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社をいう。

（注2） 転籍を前提とした保険代理店への出向とは、役職員が転籍を前提とするものであることを認識し、当該保険代理店において業務への適性を判断するために必要な期間派遣される場合をいう。

（注3） 保険会社の役職員が、自社に在籍したまま保険代理店における保険募集に関する業務等を代行する場合においても、下記①～④に準じた検討を行った上、その適切性を判断・検証し、不適切な事案が認められる場合には、解消するための措置を講じる必要がある。

①当該出向が、以下の点に照らし、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するものではないか。

ア. 特定の保険代理店への出向が、当該保険代理店における出向元保険会社のシェアの拡大等、営業推進の機能を有するなど、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するものではないか。

（注4） 例えば、保険代理店に対する出向において、保険代理店が事業を営むために自ら負担すべき人件費や専門人材の育成又は確保に係る費用等を保険会社が肩代わりする場合には、上記のおそれが高くなることに留意する。

イ. 保険募集に直接関与するなど、出向先において従事する業務の内容が、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するものではないか。

（注5） 営業企画部門など、保険募集に直接関与しない部門への出向であっても、保険募集方針の策定や取扱保険商品の選定、保険販売計画の企画・執行、保険募集人への特定商品に係る販売研修などに関与する場合には、出向元保険会社の保険商品を優先的に取扱うなどの弊害が生じうる。そこで、このような業務に関与する場合には、出向先保険代理店に対し、取扱保険商品の選定に係る検討過程の検証や、決定過程に出向者を関与させないなど、不適切な影響を及ぼさないための措置を講じさせる必要がある。

②出向先の保険代理店において、出向者が顧客等の同意なく当該保険代理店の顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保しているか。また、その実効性について定期的に検証されているか。

(注6) 出向者の職務が、保険募集に直接関与しない職務であっても、顧客情報等に接する可能性があり、顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないように留意する。

③当該出向が、出向者数や出向期間、出向先での業務内容、当該代理店の規模や特性等に照らし、出向先保険代理店の自立を阻害するものではないか。なお、出向先での業務内容に関しては、以下のア. 及びイ. に留意することとする。

ア. 出向先での業務内容が、教育・指導、体制整備の支援の範疇を超える場合、出向先保険代理店の自立を阻害するおそれがあることに留意する。

イ. 営業企画部門や法令等遵守態勢の整備を担う部門など、保険代理店の業務の中核的な役割を担う部署への長期にわたる出向は、当該保険代理店の自立を阻害するおそれがあることに留意する。

④保険金関連事業を兼業する保険代理店に対する出向であって、修理費の算出等の保険金請求に関わる部門の業務に従事する場合など、当該出向が、保険会社における利益相反管理の観点から不適切なものではないか。

II-4-2-15 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店に対する保険募集の委託

II-4-2-15-1 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店に対する保険募集の委託・管理

(1) 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店(以下「特定大規模乗合保険募集人」という。)に対して保険募集の委託を行うにあたり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、以下の措置が講じられているか。

① 特定大規模乗合保険募集人に該当する旨は、新たに該当することとなったとき又は特定大規模乗合保険募集人が新たに所属保険会社等を有することとなったときに、特定大規模乗合保険募集人から保険会社に対して通知されるため、当該通知を受けた場合には適切に対応すること。

特に、当該通知は初年度のみになされることを踏まえ、特定大規模乗合保険募集人に該当する保険代理店を適切に教育・管理・指導するとともに、毎年その状況を確認し、特定大規模乗合保険募集人に該当しなくなったことが判明した場合には、その理由や背景等に疑義がないか(不適切な行為に起因するものではないか等)を確認すること。

また、二以上の所属生命保険会社等又は所属損害保険会社等から受領した手数料、報酬、その他の対価の額の総額(以下「手数料等の総額」という。)が規則第215条の3第1項及び第2項又は規則第227条の16第1項及び第2項に定める額である20億円に満たない事業年度(以下「基準未達事業年度」という。)の翌事業年度及び翌々事業年度(以下「翌二事業年度」という。)の間においても、規則第215条の3第3項又は規則第227条の16第3項に基づき、以下ア. 及びイ. の区分に従い、特定大規模乗合保険募集人として取り扱うこと。

ア. 基準未達事業年度の前事業年度の手数料等の総額が20億円以上であり、基準未達事業年度に二以上の所属保険会社等(特定大規模乗合生命保険募集人の場合は所属生命保険会社等、特定大規模乗合損害保険代理店の場合は所属損害保険会社等)に限る。以下①において同じ。)から受け取る手数料等の総額が10億円以上20億円未満である場合は、当該基準未達事業年度の翌事業年度

イ. 基準未達事業年度の前事業年度の手数料等の総額が20億円以上であり、基準未達事業年度及び

その翌事業年度に二以上の所属保険会社等から受け取る手数料等の総額がそれぞれ 10 億円以上 20 億円未満である場合は、翌二事業年度までの間

- ②特定大規模乗合保険募集人への委託に関して、規則第 53 条の 13 に基づき以下の内容を含む方針を定め、当該方針に沿った対応を実施すること。また、当該方針については、定期的に検証を行い、必要に応じた見直しを行うこと。

ア. 特定大規模乗合保険募集人への委託の考え方

イ. 特定大規模乗合保険募集人に対する教育・管理・指導や代理店監査等の実施方法・頻度等に関する考え方(注)

(注) 特定大規模乗合保険募集人における法令等遵守態勢(法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む。)や法令等遵守状況の定期的な検証方法のほか、法令等遵守に不備が認められた場合の対応方針及び具体的な対応方法を含む。また、特定大規模乗合保険募集人において顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがあり、適切な改善が図られないと見込まれる場合の対応方針及び具体的な対応方法も含む。

ウ. 特定大規模乗合保険募集人に対する便宜供与に関して、Ⅱ-4-2-12(1)①を踏まえて講じる措置の内容

エ. 特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件

- ③ 規則第 53 条の 13 の 2 に基づき、特定大規模乗合保険募集における保険業法その他保険募集に関する法令等(法令又は法令に基づく行政官庁の処分をいう。)の遵守状況を検証するため、管理責任者を選任するとともに、管理責任者がその業務を適切に遂行できるよう必要に応じて適切に人員の配置を行うこと。

なお、管理責任者には、特定大規模乗合保険募集人に設置が義務付けられる統括責任者を主たる相手方として特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢(法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む。)や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させることが求められる。この観点からは、管理責任者は法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい。

- ④ 上記②イにより定めた方針に沿って、特定大規模乗合保険募集人における法令等遵守態勢や法令等遵守状況について適切な頻度により定期的に検証を行い、不備が認められる場合には是正を求めること。
- ⑤ 保険会社による特定大規模乗合保険募集人の業務運営との関連性が認められる費用の負担や代理店手数料の設定について、「Ⅱ-4-2-12 保険代理店等に対する便宜供与」及び「Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法」を踏まえたものであるかの検証を行うこと。
- ⑥ 規則第 215 条の 4 第 1 項第 4 号及び規則第 227 条の 21 第 1 項 1 号に基づき特定大規模乗合保険募集人が定める保険募集指針の内容を確認し、当該保険募集指針に沿った対応がなされていない場合には、改善を促すこと。

(2) 監督手法・対応

監督当局は、上記(1)に係る取組状況について、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求めるとともに重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-4-2-15-2 特定大規模乗合保険募集人の保険募集指針

規則第 215 条の 4 第 1 項第 4 号及び規則第 227 条の 21 第 1 項 1 号に基づき特定大規模乗合保険募集

人が定める保険募集指針には、以下の(1)から(3)に掲げるもののほか、保険募集の公正の確保に関する事項が定められているか。

また、保険募集指針の内容について、顧客に周知するため、保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。

さらに、当該指針については、定期的に検証を行い、必要に応じた見直しが行われているか。

- (1) 法第 294 条第 3 項に基づき、顧客に対し、保険募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称を明示すること。
- (2) 保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報として、法第 294 条第 1 項に基づき、保険契約の内容、その他保険契約者等の参考となるべき情報を提供し、わかりやすく説明すること。
- (3) 特定大規模乗合保険募集人における苦情・相談の受付先を明示するとともに、顧客からの苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。

II-4-2-15-3 特定大規模乗合保険募集人の保険募集に係る法令等遵守責任者等

(1) 法令等遵守責任者

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに法令等遵守責任者を設置しているか(注)。

なお、法令等遵守責任者には、保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うことができるように、法令や保険契約に関する知識等を有する人材が選任されているか。また、法令等遵守責任者は、上記の助言又は指導を的確に実施するため、統括責任者による指揮の下、自らが担当する営業所又は事務所の保険募集の実態(保険会社等からの便宜供与の状況等を含む。)を把握し、その適切性について定期的な検証(便宜供与による比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証等を含む。)を行い、その結果を統括責任者に報告するとともに、不適切と認められる場合には、改善に向けて適切な措置を講じているか。

さらに、法令等遵守責任者は、自らが担当する営業所又は事務所の法令等遵守の状況等について、保険会社等又は当局の求めに応じて、適切かつ十分な説明を行っているか。

(注) 規則第 215 条の 4 第 1 号ニ及び規則第 227 条の 17 第 1 項第 4 号にいう「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」に該当するか否かは、例えば、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責が十分に果たされているかに照らして判断する。

(2) 統括責任者

特定大規模乗合保険募集人は、営業部門からの独立性を確保した上で統括責任者を設置するとともに、統括責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要な人員の配置を含めた体制整備を行っているか。

なお、統括責任者には、法令等遵守責任者を指揮するとともに、役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うことができるように、法令や保険契約に関する知識等を有し、業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある人材が選任されているか(注)。

また、統括責任者は、上記の助言又は指導を的確に実施するため、法令等遵守責任者等を通じて、自社

の保険募集の実態(保険会社等からの便宜供与の状況等を含む。)や法令等遵守責任者の業務の内容を把握し、その適切性について定期的な検証(便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証等を含む。)を行うとともに、不適切と認められる場合には、改善に向けて適切な措置を講じているか。

さらに、統括責任者は、自社の法令等遵守の状況等について、取締役会等の経営陣へ定期的に報告しているか。また、保険会社等又は当局の求めに応じて、適切かつ十分な説明を行っているか。

(注) 規則第 215 条の 4 第 1 項第 2 号ハ及び第 227 条の 18 第 1 項第 3 号においては、保険募集に現に従事している者や特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守責任者ではないことが求められているが、その職務の性質を踏まえれば、これに加えてコンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有することが望ましい。

II-4-2-15-4 特定大規模乗合保険募集人が講ずべきその他の態勢整備等

(1) 所属保険会社等への通知

規則第 215 条の 3 又は同第 227 条の 16 に定める要件を満たし、新たに特定大規模乗合保険募集人に該当することとなった保険募集人は、遅滞なく所属保険会社等にその旨を通知しているか。

また、新たに所属保険会社等を有することとなった場合にも、自らが特定大規模乗合保険募集人である旨を、遅滞なく所属保険会社等に通知しているか。

併せて、所属保険会社等の求めに応じて、II-4-2-15-3 及びII-4-2-15-4 において特定大規模乗合保険募集人に求められる態勢整備等の状況(その予定も含む)や自社における規則第 53 条の 14 の 3 に定める業務の実施状況(実施の予定も含む)その他参考となるべき情報を提供しているか。

(2) 苦情処理関係

特定大規模乗合保険募集人は、規則第 215 条の 4 第 1 項第 3 号又は規則第 227 条の 19 に規定する措置を適切に講じているか。

(3) 内部監査関係

特定大規模乗合保険募集人は、規則第 215 条の 4 第 1 項第 5 号又は規則第 227 条の 21 第 1 項第 2 号に規定する措置に関し、以下の点に留意しつつ、保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備を行っているか。

① 経営陣

ア. 特定大規模乗合保険募集人は、その規模の大きさに加えて、二以上の所属保険会社等を有し、複数の保険会社等の保険商品を取り扱うことに伴い、適正な保険募集の管理を行うことが特に求められる。代表取締役及び取締役会等は、このような特定大規模乗合保険募集人の特性上、内部監査が極めて重要であることを認識し、内部監査に係る責任者がその業務を適切に遂行するために必要な人員の確保・配置を行っているか。

イ. 代表取締役及び取締役会等は、内部監査部門(内部監査を定期的に行うための責任者の指示を受けて内部監査に従事する者を含む。以下II-4-2-15-4 において同じ。)の独立性を確保し、内部監査が確実に実施されるための態勢を構築しているか(内部監査の進捗が恒常的に遅延する等、改善を要すると見込まれる場合には必要な対応策を講じることや、代表取締役及び取締役会等による検討状況の記録や証拠の保存を行うことを含む。)

ウ. 代表取締役及び取締役会等は、被監査部門におけるリスク管理状況等を踏まえた上で、内部監査計画を承認するとともに、内部監査の結果を踏まえて適切な措置を講じているか。

エ. 代表取締役及び取締役会等は、内部監査態勢に関し、所属保険会社等による代理店監査や当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

② 内部監査部門

- ア. 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。
- イ. 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、取締役会等の経営陣の承認を得た上で、当該内部監査計画に基づき内部監査を確実に実施しているか。
- ウ. 内部監査の実施に当たっては、当該内部監査計画に基づく内部監査の進捗状況のほか、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会等に報告しているか。
- エ. 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘した問題点に関して、被監査部門に対し改善策の策定を行わせるとともに、被監査部門等による改善への取組状況を適切に管理し、その記録や証跡等を保存しているか。
- オ. 内部監査部門は、効率的かつ実効性ある内部監査の実施に向けて、必要に応じて、外部の専門家や保険会社等に意見を求めるとともに、業務運営に反映させているか。

③ 監査役監査

監査役監査を行う場合にあつては、取締役会等(取締役会非設置会社にあつては、代表取締役)による内部監査態勢の構築状況についても業務監査の対象としているか。

(4) 内部通報関係

特定大規模乗合保険募集人は、規則第 215 条の 4 第 1 項第 6 号又は規則第 227 条の 21 第 1 項第 3 号に規定する措置に関し、役員又は使用人による保険募集の業務に関する通報及び相談(以下「内部通報等」という。)に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備等を行っているか。さらに、体制整備の状況については、定期的な検証及び見直しが行われているか。

なお、体制整備にあつては、内部通報等がなされた事案に係る利害関係者の排除や責任者の独立性の確保等により、内部通報等に対応する業務の独立性・中立性・公正性を確保することや、内部通報等を行った者を特定させる情報の共有は必要最小限にする等により、内部通報等を行った者の探索や不利益な取扱いを防止すること等にも留意する。

(5) 不祥事件の概要等の通知

特定大規模乗合保険募集人は、規則第 215 条の 4 第 1 項第 7 号又は規則第 227 条の 21 第 1 項第 4 号に基づき、所属保険会社等が特定大規模乗合保険募集人に委託する業務において発生した不祥事件について、当該所属保険会社等が不祥事件の届出を行ったことを知ったときは、必要に応じて当該所属保険会社等の協力を得つつ、自らの責任において不祥事件の概要を作成し、遅滞なく、不祥事件の届出を行った所属保険会社以外の所属保険会社等(以下「非届出所属保険会社等」という。)の全てに対して通知するとともに、非届出所属保険会社等による照会や調査に適切かつ十分に協力しているか。

さらに、非届出所属保険会社等が当該特定大規模乗合保険募集人に委託する業務において、不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いが認められる場合(注)には、当該非届出所属

保険会社等に対し、遅滞なく、上記の概要と併せて不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を通知するとともに、非届出所属保険会社等による照会や調査に適切かつ十分に協力しているか。

(注) 類似の不祥事件を惹起した疑いの有無については、所属保険会社等の協力も得つつ、組織として適切に検討を実施すること。

なお、上記の「不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項」に係る個人情報等としては、不祥事件を惹起した者に係る個人情報に限定される(注)ことを踏まえ、通知の内容に当該不祥事件を惹起した者以外の個人情報等が含まれていないか、通知の送付先に誤りがないか等を複数名で確認するなどにより、個人情報等の漏えい等の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)への違反又は抵触が生じないように、十分に留意する。

(注) 例えば、当該不祥事件の被害者や当該不祥事件を惹起した者の関係者等の氏名等は含まれない。

なお、上記の記載はあくまでも個人情報の保護に関する法律にいう「法令に基づく場合」として、規則第 215 条の 4 第 1 項第 7 号又は規則第 227 条の 21 第 1 項第 4 号に基づき非届出所属保険会社等への共有が認められる場合を示すものであり、その他の根拠法令に基づき非届出所属保険会社等への共有が認められる場合があることを踏まえ、適法かつ必要な範囲での情報共有が図られるよう、併せて留意する。

また、上記の通知に係る期間・頻度に関しては、例えば、金銭の費消・流用事案(その疑いのある事案を含む)等、顧客の財産に被害が生じ得る事案や犯罪行為のおそれがある事案等、不祥事件の内容や性質によっては被害の拡大防止の観点から非届出所属保険会社等による迅速な伏在調査の実施が必要となる場合もあることから、事案の内容に応じて可能な限り迅速かつ適切な頻度で行うよう努めることとする。

(6) 特定大規模乗合保険募集人に係る要件の確認

特定大規模乗合保険募集人は、自身が規則第 215 条の 3 又は同第 227 条の 16 に定める要件を満たすか否かを事業年度毎に確認するとともに、その結果を所属保険会社等に対して共有しているか(注)。

(注) なお、手数料等の総額が規則第 215 条の 3 第 1 項及び第 2 項又は規則第 227 条の 16 第 1 項及び第 2 項に定める額に満たない事業年度の翌二事業年度の間においても、規則第 215 条の 3 第 3 項又は規則第 227 条の 16 第 3 項に基づき、手数料等の総額に応じて、Ⅱ-4-2-15-1(1)①ア、及びイに掲げる区分に従い、特定大規模乗合保険募集人としての措置を講じる必要があることに留意する。

また、要件の確認や、要件に該当する場合の態勢整備に当たっては、特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の履行を免れることを目的とした不適切な行為を行わないといった観点にも留意する。

(7) 特定大規模乗合損害保険代理店が講ずべき措置

特定大規模乗合損害保険代理店は、自身の行う業務が規則第 53 条の 14 の 3 に定める業務に該当するかを定期的に確認するとともに、該当する場合には、「Ⅱ-4-2-15-5 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が講ずべき態勢整備等(規則第 227 条の 20 関係)」に掲げる措置を講じるための体制を整備しているか。

関連する生命保険協会のガイドライン

○保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン

・以下の生命保険協会HPに登載のガイドラインをご参照ください。

➔<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/bengisyukko.pdf>

パブリックコメント

【平成27年5月27日付パブリックコメント】

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
132	第236条の2	帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が義務付けられる保険募集人の基準は何か。	<p>保険募集人にも体制整備義務が導入されたことに伴い、改正保険業法の施行後は、一部の大規模乗合代理店（改正保険業法第303条にいう「特定保険募集人」）において帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。具体的には、以下のいずれかに該当する場合が対象となります。</p> <p>① 直近の事業年度末における所属する保険会社の数が15以上の場合</p> <p>② 所属する保険会社が2以上で直近事業年度の手数料、報酬等の合計額が10億円以上の場合</p> <p>なお、①②は、生命保険・損害保険・少額短期保険ごとに判断します。例えば、直近の事業年度末における所属保険会社の数が生命保険会社10社、損害保険会社5社の場合には①に該当しません。</p> <p>また、生命保険・損害保険・少額短期保険の3業態のうち、一つでも基準に合致した場合、3業態すべての業態について帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。</p>
133	第236条の2	「特定保険募集人等の基準」の一つに「所属保険会社数」があるが、この社数には「提携はしているものの、現在、商品の新規販売の取扱いがない保険会社」も含まれるのか。	規則第236条の2に規定する「所属保険会社等の数」については、商品の新規販売に関わらず、代理店委託契約を締結している所属保険会社等が含まれます。
134	第236条の2	各号に記載の「手数料、報酬その他の対価の額」については、施行規則第237条の2第4号と同様、「保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた」額と理解してよいか。	規則第237条の2第1項第4号は保険契約者ごとに記載すべき帳簿書類の記載事項ですが、仮に保険契約者ごとに特定できない対価があったとしても保険募集に関して受けた対価であれば該当し得ることに留意ください。
135	第236条の2	「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託者が保険募集受託者に支払った対価を控除したもの」が対象となる、ということで良いか	ご指摘の場合には、所属保険会社等から受けた対価の額そのものが対象となり、再委託の際に支払った額は控除の対象にはなりません。
136	第236条の2	三者間スキームによる被統括代理店を抱える統括代理店について、法第303条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第236条の2）には、被	「手数料、報酬その他の対価の額」については、個別具体的に判断する必要がありますが、単に代理受領をしているにとどまるのであれば、統括代理店が所属保険会社から受け

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		統括代理店が收受する「手数料、報酬その他の対価の額」は含まれないと理解してよいか。	た「手数料、報酬その他の対価の額」には含まれないと考えられます。
137	第236条の2	保険会社から收受する金銭のうち、法第303条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第236条の2）に含まれるものが何かを判定するにあたっては、事業報告書の「記載上の注意」に照らして、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に記載されるものを基準に判定すれば良いと理解してよいか。例えば、代理店がマーケティングに際して費用を負担したときに、その実費を保険会社が負担する約束がある場合、保険会社から事後的に支払われるコスト額は、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に含まれないと理解してよいか。	貴見の例示が規則第236条の2に規定する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に該当するかは個別具体的に判断する必要がありますが、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」とは、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む）を言うものです。
138	第236条の2	「手数料、報酬、その他の対価の額」は、保険会社から提供される手数料の支払い明細書等に記載された数字を転記すればよいか。例えば代理店が独自に作成した募集帳票の作成費用を保険会社から受領した場合や損害調査の援助に要した費用の弁済を受けたような場合は、業務の対価とは言えないので含まれないとの理解でよいか。	
139	第236条の2	規模が大きい特定保険募集人は、当該特定保険募集人の事業年度末の乗合会社数および手数料等の額に基づいて該当・非該当を判断することとされているが、当該事業年度末から特定保険募集人となるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日から法第303条に規定する帳簿書類の保存義務が生じ、また、当該事業年度末の翌日から三月以内に法第304条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要があるという理解でよいか）。また、それまで規模の大きい特定保険募集人であったものが、ある事業年度末で基準を満たさなくなった場合は、当該事業年度末から規模の大きい特定保険募集人ではなくなるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日以降、法第303条に規定する帳簿書類の保存義務が課されず、従前法第303条に基づき保存してきた帳簿書類を引き続き保存する義務も消滅し、また、法第304条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要はないという理解でよいか）	貴見のとおりです。
140	第236条の2	「規模の大きな特定保険募集人」とこれに該当しない比較推奨販売を行う乗合代理店との間において、帳簿書類の備付と事業報告書の提出の実施を除き、求められる体制整備義務の内容に差異はないとの理解でよいか。	保険募集人に求められる体制整備の内容は、一律に決まるものではなく、保険募集人それぞれにおいて、保険業法及び同法施行規則並びに監督指針Ⅱ-4-2-9に基づき、適切な体制整備を行う必要があります。
141	第236条の2	「規模の大きな特定保険募集人」に該当した場合、過去3年度分の事業報告書を提出する必要があるが、過年度分については今回の改正を踏まえた統計やシステム手当が出来ておらず、報告用の数字が把握できないことも想定される。従って、施行後一定期間は可能な範囲内で作成、	施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		提出すれば可とする経過措置を設けていただく必要があるのではないかと考えるが、この点どうか。	
142	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	事業報告書の別紙では、過去3ヵ年の実績値記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は、法施行後のもののみで足り、過去分については不問であるという理解でよいことを、念のため確認させていただきたい。	
143	第236条の2	帳簿書類の保存については、保険会社と代理店との間で明確な役割分担を行うことにより、全て代理店が保管する必要はないとの理解でよいか。また、電子的データとして保管されている場合は、瞬時に当該データを引き出せないことも想定されるが、一定期間の猶予は認められると考えてよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能です。また、貴見にある「一定期間の猶予」がどの程度か分かりませんが、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。
144	第236条の2	所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者等の数は、事業年度末における取扱商品の有無を問わず、代理店委託契約を締結していれば含めると考えてよいか。	規則第236条の2に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です。
145	第237条、第237条の2	帳簿書類の作成・保存とは、具体的にはどのような対応が求められるのか。	特定保険募集人（改正保険業法第303条にいう「特定保険募集人」）に該当する保険募集人は、事務所ごとに、保険料、手数料等を記載した帳簿書類を作成し、保険契約締結の日から5年間、適切に保存することが必要となります。 なお、帳簿書類の保管にあたっては、社内規則等に規定されていれば、紙による保管のほか、電磁的記録により保存することも可能です。
146	第237条	特定保険募集人は、保険契約の締結の日から5年間、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに規則第237条の2に記載している事項を記載し、保存することが求められるが、この帳簿書類は、紙媒体ではなく、電磁的手段で保存することも可能と考えてよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。
147	第237条第1項	法第303条に規定する帳簿書類を備え、保存しなければならない「事務所」とは、規則案別紙様式第25号の2の(5)事務所の状況に列挙すべき事務所と同じという理解でよいか。	法第303条に規定する帳簿書類の備付については、規則別紙様式第25号の2の1.(5)同様、保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。
149	第237条第2項	当グループの銀行では、銀行が保険契約者としての団体保険を取り扱っている。 ついては、団体保険についても被保険者ごとの帳簿の備付けの必要があるかを確認したい。	法第303条に基づく帳簿書類の備付けについては、被保険者ごとの帳簿の備付けを求めるものではありません。
150	第237条の2	帳簿書類は、保存する資料等に同条の項目が網羅されていれば、様式等は特段問われないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
151	第237条の2	a. (a) 帳簿の備付けは、事業所ごととあるが、当該事務所とは営業単位と考えてよいか。 (b) 「特定保険募集人は事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。」とあるが、事務所とは各営業支店という理解でよ	aについて 保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。 bについて 帳簿については、事務所において、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>いか。</p> <p>b. 事務所ごとに帳簿を作成するが、所管部署において、一括保管することでよいか。</p> <p>c. (a) 電磁的方法での保管でもよいか。 (b) 保存は書類でなくても電磁的なものでよく、本店で一括保存するが、事務所ごとに分かる体制になっていけばいいという理解でよいか。</p> <p>d. 第1項第3号の保険契約に係る保険料の記入は、平準払の場合、1回分（月払いであれば、1カ月分、年払いであれば、1年間分）の保険料を記入することでよいか。</p> <p>e. 第1項第4号の保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額についても、平準払の場合、1回分（月払いであれば、1カ月分、年払いであれば、1年間分）の手数料等を記入することでよいか。 また、その他の対価（例えば、ボーナスコミッション等）があった場合は、契約者ごとに按分する必要があるか。</p>	<p>cについて 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>dについて 貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>eについて 初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p>
152	第237条の2第1項	同項に規定する事項は契約単位と解して良いか。	規則第237条の2第1項に規定する事項については、一契約ごとに記載する必要があります。
153	第237条の2第1項	<p>① 第1号 保険契約の締結の年月日は、契約日と考えてよいか。</p> <p>② ○第3号 記載する保険料は、第1回保険料と考えてよいか。平準払いの場合は、毎月、毎年、半年ごとに保険会社が領収しているが、帳簿に記載する保険料を毎月、毎年等で更新する必要はないと考えてよいか。 ○第3号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>③ ○第4号 手数料は、第3号の保険料に相当するものと考えてよいか。平準払いの場合は、継続手数料として、新規受付後にも保険会社が保険料を収納するタイミングにより、手数料を受領している。帳簿に記載する手数料は、手数料を毎月、毎年等受領するたびに、データ更新する必要はないと考えてよいか。 ○第4号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>④ 第4号 代理店では、手数料を契約成立月の翌月以降に受領しており、それまで手数料金額がわからない場合がある。手数料の額の記載は翌月以降でも可と考えてよいか。</p> <p>⑤ 第4号 手数料の表示は、税込、税抜いずれかによるのかを明示いただきたい。</p> <p>⑥ 掲載する明細は、法の施行前の契約も含まれると考えてよいか。</p>	<p>①について 施行規則第237条の2第1項第1号については、契約日と考えます。</p> <p>②について 貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>③について 初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p> <p>④について 貴見のような場合においては、翌月以降に記載することも認められます。</p> <p>⑤について 税込み、税抜きのどちらの表示であるかが分かるように記載されていれば、どちらの表示でも構いません。</p> <p>⑥について 法の施行前の契約は含まれません。</p>
154	第238条	事業報告書への記載項目は、取扱保険商品の月別契約件数等の状況について、保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれ	1. について 貴見のケースが必ずしも明確ではありませんが、例えば、主たる事務所と従たる事務所が

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>それぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告することを求められているが、これらはあまりにも細微な分類であることから、代理店の負担が過大である。</p> <p>1. 拠点ごとに代理申請保険会社が異なる代理店の場合でも提出する事業報告書は法人単位でよい（代理申請保険会社別に作成した事業報告書を提出する必要はない）との理解でよいか。</p> <p>2. 複数年の記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は法施行後のものであって、過去分は不問という理解でよいか。</p> <p>3. 取扱保険商品の月別契約件数等の状況について保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告を求められているが、負担が過大なため、例えば取扱高上位5商品のみ報告等、簡素化を図ることを検討していただきたい。</p>	<p>別個に登録されている場合においては、規則第236条の2に規定される手数料等の総額の判定にあたっては、一つの法人単位で判断し、主たる事務所である本店の所在する財務（支）局に提出する必要があります。ただし、別個に登録された事務所ごとに集計したものを束ねて、本店の所在する財務（支）局に提出することも認められます。</p> <p>2. について 施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p> <p>3. について 貴重なご意見として承ります。</p>
155	第238条	<p>「事業報告書」を作成する単位は、募集人登録上の代理店単体（支店を有する場合は支店を含む）との理解でよいか。</p> <p>例えば、当該代理店の傘下に人的関係・資本関係を有する代理店が存在する場合、「事業報告書」に含めて記載する必要はないという理解でよいか。</p>	事業報告書については、法人であれば法人単位で作成すれば足りります。
156	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	<p>事業報告書は、代理店登録単位ごとに各1通提出する必要があるのか、それとも、法人全体で1通提出する必要があるのか。</p> <p>法第304条が委任する規則第238条第1項によれば、特定保険募集人の法人・個人の別により、別紙第25号の2ないし3により作成しなければならない旨が定められているのみであるため、明確にしていきたい。</p>	
157	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	<p>規則第238条第1項所定の事業報告書は、追加的ルールを導入に伴う監督の実効性を確保すべく、監督当局が乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するために求められるものと理解している（保険WG 報告書20頁）。</p> <p>しかしながら、今般公表された規則第238条が求める別紙第25号の2による事業報告書の様式は、かかる規制趣旨に照らして、明らかに代理店の負担が過大となりすぎることから、以下に述べる箇所をはじめ、更なる簡素化が図られるべきである。</p> <p>①規則別紙第25号の2の「(1) 取扱保険契約等の状況」の「取扱保険商品数等」においては、「保険代理店における取扱商品数」を「いわゆるペットネーム単位」で記載することとされている（脚注「記載上の注意」欄）。</p> <p>しかし、ペットネームは各保険会社において多数設けられており、かつ新商品販売等で年度内においても加除が多く見られることもあり、保険会社から自動的に取扱商品となり理論的には販売可能となる多くの商品名称（ペットネーム）を、乗合代理店において逐一把握するのは事実上困難であ</p>	<p>①について 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されている保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。ただし、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>②について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>③について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>④について 貴重なご意見として承ります。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>る。</p> <p>生損保合わせて数十社にわたる所属保険会社の乗合がある場合には、かかる報告義務の負担は、さらに過大となることが容易に想定される（なお、そもそも、保険会社から報告させることにより正確かつ迅速に把握できるはずである。）。</p> <p>したがって、ペットネームではなく「保険種類単位」にするなど、趣旨を満たす簡素化した記載要領としていただきたい。</p> <p>②規則別紙第25号の2の「(2) 取扱保険契約等の内訳（直近3ヵ年度）」では、「法人」「個人」毎、「保険種類」毎、かつ「年度」毎に、契約件数、保険料、募集手数料のそれぞれにつき、直近3年度分を記載することになっている。</p> <p>しかし、保険種類（特に生保の分類）や、法人・個人の別は、大型の乗合保険代理店においてすらシステム対応をしていない会社の方が多実情であり、更には、現状、保険会社においてすらシステム対応していない部分もあるところであり、作業が不相当に過大となることが容易に懸念される。</p> <p>上記の報告要領のまま施行されるならば、今後、そのためのシステム開発を要することになり、その負担はきわめて甚大なものとなる。</p> <p>したがって、保険種類や法人・個人を別にして報告を求める上記報告要領は、事業報告書の立法趣旨を満たすために必要不可欠な限度に留めるべく、可及的な簡素化が図られるべきである。</p> <p>また、事業報告書の導入にあたっては、まずは保険会社の体制（システム対応等）を整備するよう指導いただくことを求める。</p> <p>③規則別紙第25号の2の「(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況」においては、保険会社別・商品名別・月別に、契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合には更改契約）・合計ごとに報告することが求められている。</p> <p>しかし、現状は、「(2) 取扱保険契約等の内訳」以上に対応が著しく困難である。乗合保険代理店において、上記(3)の記載要領に沿うシステム対応は全くできていないのが実情であるうえ、「保険会社別」に「保険商品」毎の報告が要求されているため、乗合保険会社が多ければ多いほど膨大な作業報告量となることが容易に想定される。</p> <p>これについても実施しなければならないということになると、システム開発コストも相当に大きくなるが想定される。</p> <p>そもそも、現状、保険会社においてすら、システム対応していない部分もあるところである。</p> <p>したがって、「保険商品名でなく保険種類」、「全取扱い保険会社でなく、取扱高上記3社のみ」、「取扱高上位5商品のみ」といった程度の報告に留めるなど、極めて大幅な簡素化が図られるべきである。</p>	<p>なお、2. (2) 「取扱保険契約等の内訳」における「募集手数料」については、保険募集に関係のない手数料の計上は不要であり、内訳を求めるものではありません。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>どうしても、かかる報告を乗合代理店に求めるといふことならば、まずは保険会社のシステム対応を指導いただくなど、保険会社の体制（システム対応等）を整備することの指導を先行すべきである。</p> <p>④規則別紙第25号の2「(2) 取扱保険契約等の内訳」においては、「募集手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）」を記載し報告することとされている。</p> <p>しかし、募集の対価以外の各種手数料の内訳を示すことは、保険業に全く関係のない手数料についても示すことになり、保険専門代理店ならともかくとして、保険専門ではない複数の事業を有する代理店においては、報告義務履行のための事務が趣旨を逸脱し不相当に過大となることが容易に懸念される。</p> <p>したがって、「その他の対価の額」については、より限定し簡素化した記載で足りるものとされるべきである。</p>	
158	規則別紙様式第25号の2	<p>「(規模の大きい特定保険募集人)第236条の2法第303条に規定する内閣府令で定めるものは、事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>二所属保険会社等のうち損害保険会社および外国損害保険会社等の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。」と規定されていますが、一方施行規則別紙様式第25号の2(第238条第1項関係)(法人の場合)の「事業報告書」の書式の中で、</p> <p>2. 取扱保険契約等の状況</p> <p>(2) 取扱保険契約等の内訳(直近3ヶ年度)</p> <p>イ. 「損害保険」欄において、(記入上の注意)で下記のような記載があります。</p> <p>「1.(その他)新種には、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。」</p> <p>つきましては、保険業法施行規則の記載している特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上の中に、「事業報告書」の(記入上の注意)に記載の自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除くとなっていけますが、募集手数料を除くこととなると、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)の手数料、報酬その他の対価の額が大きい募集人は、特定保険募集人から外れる場合もあると考えられるが、特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額に自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)は含むのか。ご説明いただきたい。</p>	<p>施行規則第236条の2第2号に規定する「手数料、報酬その他の対価の額」には、自賠責保険、海上保険(船舶・貨物)に係るものも含まれます。</p>
159	規則別紙様式第25号の2	<p>a. (a) 「2. 取扱保険契約等の状況(1) 取扱保険商品数等」には、販売を取止めた商品についても、保全があり、また、手数料を受け取っていることから、取扱商品数に含めて記入しなければならないか。</p> <p>(b) 第2面の「2. 取扱保険契約等の状況」</p>	<p>a. について</p> <p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。ただし、手数料の発生が既に終了している契</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>「(1) 取扱保険商品数等」につき、記載しなければならない「取扱商品数」の商品数とは、乗合保険会社が現在販売している全商品数ではなく、提出者（事業報告書を提出する特定保険募集人）が現在販売している、各保険種目ごとの商品数であるとの理解でよいか。</p> <p>b. 「2. 取扱保険契約等の状況 (2) 取扱保険契約等の内訳（直近3カ年度）」は、最初の事業報告は改正保険業法施行後の年度分からでよいか。また、外貨建て保険商品の場合は、円換算して記入するのか。その場合の為替レートは契約時の保険会社の為替レートで計算してよいか。</p> <p>c. 「2. 取扱保険契約等の状況 (3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況（直近年度）」は、保有契約において中途解約等があり、手数料等を保険会社へ返却しなければならない場合、返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入することで構わないか、それとも返却分は考慮する必要はないか。</p> <p>d. 団体保険についても、「2. 取扱保険契約等の状況」に記入するのか。</p>	<p>約については省略することも可能です。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、同様です。</p> <p>なお、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>b. について</p> <p>施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p> <p>また、外貨建て保険商品に係る取扱いについては、円換算して記入する必要がありますが、為替レートの計算方法は貴見の方法も認められます。</p> <p>c. について</p> <p>返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入する必要があります。</p> <p>d. について</p> <p>団体保険についても記入する必要があります。</p>
160	規則別紙様式第25号の2「2. (3)」	<p>取り扱っている保険会社の保険商品の明細については、新規契約を受け付けているものに限り作成する取扱いとしていただきたい。</p> <p>（既に新規契約を停止した商品についてまで明細を作成するとすると、対象商品が多く過重な事務負担が生じるため。）</p>	<p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>なお、販売を取止めた商品についても、保険料や手数料が発生している商品については、別紙様式に従い、「保有契約」として計上する必要があります。</p>
161	規則別紙様式第25号の2	<p>法第304条において規定する事業報告書作成の起算日は、直近3カ年の項目もあることから法施行日を起算日と解釈してよいか。</p>	<p>施行日以後に開始する事業年度の事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p>
162	規則第238条第1項	<p>①事業報告書作成に際し、保険会社からのデータを使用することは許容されるか。</p> <p>②別紙様式25号の2（法人の場合）項番1（4）「役員及び使用人の状況」内「使用人」は当社と直接雇用関係にある者の数を記載すればよいか。または、派遣社員を含む全従業者数を記載すべきか。</p> <p>③同様式項番1（7）「比較・推奨販売の方法について、以下の（ア）～（ウ）のうち最も適当なものを選択してください。」について、会社規則等により規定されていることを前提に、部門によって方法が異なるときは、最も高い割合のものを選択すると解すればよいか。（企業グループ内とグループ外とで募集する保険商品が異なる場合を想定しています）</p>	<p>①許容されます。</p> <p>②当該代理店において保険募集に従事する役員及び使用人を報告する必要があり、その中には派遣社員も含まれます。</p> <p>③実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足することが求められます。なお、様式に「記載上の注意」を追加しました。</p> <p>④「実収保険料」とは、保険会社が現に収受した保険料をいいます。</p> <p>「成績保険料」とは、保険会社が特定保険募集人の成績評価に用いる保険料をいいます。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		④同様式項番2(2)「取扱保険契約等の内訳(直近3ヵ年度)」内「ア」における「実収保険料」、「イ」における「成績保険料」のそれぞれの定義を明示して頂きたい。	
163	規則別紙様式第25号の2	保険業法施行規則別紙様式第25号の2(第238条第1項関係)「1.(7)比較・推奨販売方法について、(ア)～(ウ)のうち最も適当なものを選択してください。」となっているが、商品特性や顧客属性等に応じて別々の方法で行う場合、取扱いが多い方法を選択するのか、それとも複数の方法を選択するのか確認したい。	
164	規則別紙様式第25号の2	施行規則の別紙様式(法人の場合)の「2.取扱保険会社商品数等」について、取扱商品数は「ペットネーム単位」としているが、例えば、損保なら自動車保険、火災保険、傷害保険等、生命保険であれば低減定期保険、終身保険、養老保険等のように、保険会社間で共通性のある商品名でのカウントも可としていただきたい。ペットネーム単位での商品数把握は非常に困難であり、仮に、ペットネーム単位以外は認めないとする場合には、その目的と理由を明示いただきたい。	事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。ただし、その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。
165	規則別紙様式第25号の2	事業報告書：提示義務条件について ①新規申込のない保険会社の商品を取扱っている場合、その保険会社は、所属保険会社数に含めるのか。 事業報告書：取扱保険契約等の内訳に関して ②生保の保険種類の区別は、ペットネームごと/保険種類ごとに区別可能なのか。同一商品でも、保障内容によって報告区分を変える必要があるのか。 ③保険料は、実収ベースでの報告ということだが、年度途中の報告の場合、月払いなどの平準払い契約は、年換算保険料を計算して報告するのか。 ④保険料は、増減額後の保険料を報告するのか、契約当初の保険料を報告するのか。 ⑤共同募集の場合、実収保険料、手数料は、代理店分担割合を換算した保険料を報告すればよいのか。 ⑥欄外に記載の「その他の対価の額」とは何を指すのか。 事業報告書：取扱保険商品の月別契約件数等の状況に関して ⑦集計単位は、ペットネーム単位でよいのか。 ⑧保有契約の考え方として、年金保険の場合、保有契約としてカウントするのは契約成立から年金支払終了までと考えてよいのか。 ⑨報告単位が新規契約と保有契約に分かれているが、新規契約は保有契約に含めないのか。	① 代理店委託契約を締結している場合には、所属保険会社数に含める必要があります。 ② 2.(2)取扱保険契約等の内訳については、保障内容に応じて分類した保険種類ごとに、記載する必要があります。 ③④ 報告の対象となる当該事業年度における実収保険料額を記載する必要があります。なお、この場合、保険料の払い方に応じた年換算は要しません。 ⑤ 貴見のとおりです。 ⑥ 「その他の対価の額」とは、その名称を問わず、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から収受している全ての金銭(加入勧奨に係る金銭の収受があればそれを含む)のうち、報酬及び手数料以外のものをいいます。 ⑦ 貴見のとおりです。 ⑧ 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。 ⑨ 例えば、新規契約に係る契約件数については、契約月は「新契約」として計上し、翌月以降は「保有契約」として計上する必要があります。
166	規則別紙様式第25号の2「2.(1)」	取扱商品数、取扱保険会社名は、特定保険募集人の事業年度末時点のものを記載すればよいと考えてよいのか。 また、保険会社との代理店委託契約は継続しているものの、取扱商品がない保険会社名も記載する	取扱商品数及び取扱保険会社名は、事業年度末時点のものを記載する必要があります。また、取扱商品のない保険会社の場合、取扱商品数を「0」として記載願います。

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		必要があると考えてよいか。	
167	規則別紙様式第25号の2 「1.(7)」	特定保険募集人の事業報告書様式(別紙様式25号の2)の項目1.(7)に、「比較・推奨販売の方法」があるが、「(ア)取扱っている全ての保険商品の比較を行い、顧客に提示している」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。保険商品の一覧表を顧客に提示し、顧客が主体的に商品を選択するための情報提供を行っている場合は、「(ア)」に該当すると考えて差し支えないか。	貴見を踏まえ、様式を修正しました。 なお、貴見の事例が必ずしも明確ではありませんが、例えば、Ⅱ-4-2-9(5)①②に該当する場合は、「商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。」に該当することとなります。
168	規則別紙様式第25号の2 「4」	特定保険募集人の事業報告書様式(別紙様式25号の2)の項目4に、「保険募集にかかる苦情の発生件数」があるが、自行が知り得た苦情件数と考えてよいか。	当該特定保険募集人が受け付けた苦情件数のほか、保険会社等が受け付けた苦情について保険会社から連携されている場合には、その件数も計上する必要があります。
169	規則別紙様式第25号の2 「2(1)」 「2(2)ア)」 「2(3)」	①日本工業規格とあるのは、A4版、B4版のいずれでもよいと考えてよいか。 ②「2.(1)」の「取扱商品数」、「取扱保険会社名」には、現在は販売を終了、休止等している過去に販売していた商品は含めないと考えてよいか。 ③「2.(2)ア)」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、「2.(3)」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」の合計を記載することと考えてよいか。 ④「2.(3)」の「新契約」は契約成立ベースの件数、記載上の注意の「実収保険料」は保険会社の収納ベースの金額と考えてよいか。 また、平準払の場合、該当年度内の代理店の募集手数料の合計で、未収手数料は含まないと考えてよいか。 ⑤「2.(3)」の「新契約」と「保有契約」については、先月新規に成約した契約は、翌月には保有契約とすると考えてよいか。 ⑥「2.(3)ア)」の「新契約」には、積立利率変動型の個人年金保険の延長(更改)は含まないと考えてよいか。 ⑦「2.(3)イ)」について、共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」と「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載すると考えてよいか(共同保険分を合計して記載するのは困難であるため)。 ⑧外貨建保険の外貨保険料を円換算する為替レートの基準を明示していただきたい。	①A4版であるため、ご指摘を踏まえて別紙様式25号に追記させていただきました。 ②販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。 ③2.(2)の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、当該保険種類に区分される保険商品に係る2.(3)の合計値を記載することとなります。 ④2.(3)の「新契約」には、新契約が成立したものを計上する必要があります。 また、「保険料」に実収保険料を記載する場合には、保険会社が現に収受した金額を計上する必要があります。 また、「募集手数料」については、「規模の大きい特定保険募集人」が受け取った金額を記載するものであり、未収手数料の計上は不要です。 ⑤貴見のとおりです。 ⑥既契約の延長(更改)は「保有契約」に計上する必要があります。 ⑦共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載することも認められます。 ⑧例えば、保険会社が手数料計算時に用いている為替レートを使用することが考えられます。
170	規則別紙様式第25号の2、規則別紙様式第25号の3 (2)記載上の注意	「法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。」とあるが、例えば、契約の1件1件を手作業で確認をすれば法人・個人の件数を確認できないもの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに法人・個人別の件数が示されていない様なケース(保険会社では保険契約について法人・個人の別を正確なデータとして保有する慣行がない)に	事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、法人・個人の正確な把握・区分に莫大なコストが必要となる場合には、記載上の注意にあるとおり、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記することも認められます。

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>おいては、法人・個人の正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解でよいか。</p>	
171	規則別紙様式第25号の2、規則別紙様式第25号の3 2 (3) 記載上の注意	<p>『保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。 その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。』とあるが、例えば、契約の1件1件を手作業で確認をすれば各保険商品別の件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに各保険商品ごとのデータが示されていない様なケース（保険会社では代理店の取扱契約件数や保険料等の数値について、細かな保険商品単位で集約・管理する慣行がない）においては、これらデータの正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解で良いか。 また、その場合の「正確な把握・区分が困難である理由」は、「保険会社から保険商品別のデータ提供がなく、また、社内で保険商品別の数値を管理指標として用いていない」といった理由でよいか。</p>	<p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での記載に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類単位で記載することも認められます。 また、「正確な把握・区分が困難である理由」については、貴見のような理由も考えられます。</p>
172	規則別紙様式第25号の2	<p>損害保険代理店の代表者は、募集を行うか否かを区分しての登録はなされていないため、1 (4) の「役員」に含める必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>損害保険代理店の代表者は、「役員」に含める必要があります。</p>
173	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	<p>規則別紙様式第25号の2の(5) 事務所の状況の「主たる事務所」とは、財務(支)局に届出している本店のことでよいか。 いわゆる契約取扱い先（法人代理店において、本店同様に保険募集を行う支店、支社、営業所等の本店以外の拠点）は「主たる事務所」に該当するか。 また、同様式には「主たる事務所」以外として、具体的にはどのような事務所を記載すればよいか。</p>	<p>保険募集人が所在する「事務所」のうち、本店を「主たる事務所」とし、それ以外を「主たる事務所」以外として記載する必要があります。</p>
574	II-4-2-10	<p>帳簿書類の備え付けについて、改正業法第303条では「保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し」とされ、府令第237条の2では「法第303条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。」とされている。 したがって、規模の大きい代理店は、帳簿書類上、「保険契約者ごと」かつ「所属保険会社等ごと」に法定事項を記載していく必要があるという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
575	II-4-2-10	<p>当社は特定保険募集人の条件を満たす金融機関代理店であり、各営業部にて保険の募集行為を行っている。 その場合、帳簿書類の作成・保存は、各営業部</p>	<p>保険募集人が所在する事務所ごとに備え付けを行う必要があり、店舗を異にする場合には、それぞれに備え付ける必要があります。 ただし、対応が施行後直ちには困難な場合に</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		で行う必要があるということか。 本部で作成したもの（電子ファイル又は紙）を支店で確認し、保管するという運用は許容されるか。	は、当分の間、主たる事務所に備え付けることも認められます。 また、貴見のように、本部で作成したものを支店で保管することも認められます。
576	Ⅱ-4-2-10	保険募集代理店は所属保険会社が提供する専用画面において保険契約情報を閲覧することが通常であり、適切な情報管理の観点も含め、帳簿書類備付の方法として、代理店専用画面で保険契約の締結の年月日等の事項を閲覧する等の方法を社内規則等に定めて対応することも認められるとの理解でよいか。	規則第237条の2第1項第1号から第4号に規定する内容を満たすものであれば、適当と認められる保存方法を社内規則等に定めたうえで、適切に備え置くことが認められます。
577	Ⅱ-4-2-10	Ⅱ-4-2-10では、「社内規則等に、規則第237条の2第1項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。」とあるが、例えば、保険会社から提供された書類（契約リストやデータ等）に、帳簿に記載すべき情報が記載されている場合には、当該書類を保存すれば良く、別途、「書類の作成」の方法は定める必要はないとの理解でよいか また、規則第237条の2第1項第1号～4号に係る事項の帳簿書類として、保険契約申込書を用いる場合、その保存方法として、所属保険会社が保存している申込書について、所属保険会社より遅滞なく当該書面の写しを入手するといった方法を定めることも認められると理解してよいか。	Ⅱ-4-2-10については、各保険会社と特定保険募集人との間における情報共有などの実務に配慮したうえで、その実務に照らして適当と認められる方法等を社内規則等に定めたうえで、適切に備え置くことを求めるものです。 保険契約申込書を用いる場合、契約成立後、所属保険会社から遅滞なく当該書面の写しを入手し、その後適切に保存することにより、常時閲覧できる体制が整備されている場合には、認められることもあります。

【令和4年7月4日付パブリックコメント】

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	保険業法施行規則別紙様式第25号の2または3に規定される様式が改訂されること、過年度分の数値については今回の様式改訂を踏まえた統計やシステムの手当が出来ておらず、報告用の数字が把握できない可能性も想定されます。従って、過年度分の数値に関しては、様式改訂後一定期間は可能な範囲内で作成し、提出することにより受領いただきたいと考えますが、この点につき、ご当局のお考えをお示しいただけますでしょうか。	様式改訂以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。
2	保険業法施行規則別紙様式第25号の2または3に規定される様式の提出について、掲載されている形式（Excelファイル形式）での提出が求められているものと認識しておりますが、別添可としている書面に関するファイルについては、特段ファイル形式の指定はないという理解でよろしいでしょうか。また、当様式の提出方法について、令和4年4月1日以降は、金融庁電子申請・届出システム等を利用した申請・届出に協力するよう要請されている認識をしておりますが、この点につき、認識の相違はありませんでしょうか。	貴見のとおりです。

【令和8年3月30日付パブリックコメント】

No	コメントの概要	金融庁の考え方
166	・第236条の2 本条項が改正されている背景をご教示いただきたい。また、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府	規則第215条の3及び第227条の16を新設することに伴う技術的な改正です。規則第236条の2の既存の解釈を変更するものではありません。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>令・監督指針案」に関するパブリックコメントNo. 144では、「規則第236条の2に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です」と回答があるが、この解釈は変わらないという理解でよいか。また、その他の本条項に関するパブリックコメントの回答についても、本改正により解釈に変更があるものではないという理解でよいか。</p>	
167	<p>（特定大規模乗合損害保険代理店の要件）第227条の16の1項には20億円と規定され、2項に所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が20億円以上が該当する旨が記載されている。日本損害保険協会が2022年12月1日に改定した「規模が大きい特定保険募集人用 帳簿保存・事業報告書 対応ガイドライン」には、3頁に手数料等の考え方の注釈があり、「手数料等の額には、消費税は含みません。」と明確に記載されている。一方で、実際の事業報告書の「2. 取扱保険契約等の状況」における募集手数料欄は、記載上の注意に「募集手数料（報酬その他の対価の額を含む。）は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき収入実績を記載すること。」とあるが、保険会社から提供される手数料等のデータは消費税込みの金額となっている。法人保険代理店で経理会計は税抜き方式を選択している場合、事業報告書に記載する手数料等は、保険会社から提供される手数料等のデータから消費税額を控除した額を記載してもよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
168	<p>別紙様式第25号の2（第238条第1項関係）（法人の場合）事業報告書の1. 事業概要（18）保険募集を除く保険会社等との取引の状況〔研修費用〕につき、保険会社が販売している特定の商品概要や改定内容に関する研修は保険募集に該当する事項であり、年間数回程度の定期研修の実施や、新商品や商品改定の際の研修実施については原則として記載する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>別紙様式第25号の2における1.（18）「保険募集を除く保険会社等との取引の状況」については、規模が大きい特定保険募集人が、保険募集を行った際に保険会社等から受領する手数料等以外の各種取引の状況を記載することを目的とした項目です。「年間数回程度の定期研修」については必ずしも詳細が明らかではありませんが、ご記載の保険会社等が実施する「新商品や商品改定の際の研修」ほか各種研修のうち、保険会社等において例えば宿泊費等の何らか費用の負担を行っているものについて、記載いただくことを想定しています。</p>
169	<p>○別紙様式（別紙様式第25号の2、別紙様式第25号の3）関連・法人版1. 事業概要（11）保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等当項目について、フランチャイズに関する実態把握の精緻化（加盟店一覧の追加等）が目的であると認識しておりますが、課題認識等について背景やご意図がございましたら、ご教授いただくと幸いです。・法人版1. 事業概要（18）保険募集を除く保険会社等との取引の状況ア. 保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備している場合には、その内容監督指針では「『過度の』便宜供与の判断基準に係る社内規則等への規定」とされているところがありますが、当記載内容に基づき、報告される社内規則・基準等の内容は、『過度の』便宜供与に関するものと考えられるが、あえて、当項目で『過度の』としていないのは、過度ではない便宜供与も含めて、幅広く確認するため、という理解でよろしいでしょうか。・法人版1. 事業概要（18）保険募集を除く保険会社等との取引</p>	<p>1点目について、現行の様式では、保険募集人指導事業の有無・加盟店数の推移の状況等を報告させるのみとなっておりますが、当局として代理店がどの事業者とフランチャイズ関係を持っているか等について、実態把握の精緻化を図る必要があることから、改正を行うものです。2点目については御理解のとおりです。3点目について、記載した出向（①）、役務の提供（②）、費用の負担（③④⑤）等については、保険会社等と保険代理店の適切な関係性を構築する上で、両者の関係性を示す取引並びにその状況等を把握する必要があることから、改正案の様式に追加したものです。なお、例示いただいたもの以外の類型は、基本的に⑥「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」にて報告いただくこととなります。4点目について、近年幅広い業態でシステム障害やサイバー攻撃等が発生している中、特にサイバーセキュリティの観点で、システム管理は大型代理店においても重要と考えております。従来の</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の状況イ。保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況イ。保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況」において、1. 保険会社等からの出向、2. 保険募集に関する事務の代行、3. 広告出稿、4. 研修費用、5. システム費用、を設けておりますが、当該類型を選択されたことについて、課題認識やご意図等がございましたら、ご教示いただけると幸いです。・法人版1. 事業概要(20) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況当項目について、システムの導入状況の精緻化が目的と存じますが、導入(更新)時期を追加した課題認識について、背景・ご意図等について、ご教授いただけますと幸いです。・法人版2. 取扱保険契約等の状況(1) 取扱保険契約等 ア. 生命保険(2) 取扱保険契約(直近3か年度)(2) イ2 保険契約の内訳の生命保険「手数料総額」について、(記載上の注意)において、「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること、と定められておりますが、(1)アの「募集手数料合計(基本・継続・品質含む)」と同義である、という理解でよろしいでしょうか。・個人版(23) 保険募集指針の策定状況「特定大規模乗合保険募集人」への上乘せ規制として検討されているものであるが、個人版にも追加した背景やご意図をご教授いただけますと幸いです。・別紙様式全般事業報告書の新様式の適用開始時期について、ご教授いただけますと幸いです。26年3月末に決算期を迎える代理店が、26年5月～6月末頃に、新様式の事業報告書を提出することを想定すると、「特定大規模乗合保険募集人に該当するか」等の項目があることを考慮すると、猶予期間等の措置も考えられるかと存じますがいかがでしょうか。</p>	<p>項目で設けていた「使用用途」だけでなく、導入時期(更新時期)も追加で報告させることで、代理店におけるシステムの対策等を適切に行っているかを確認したいと考え、改正を行うものです。5点目については御理解のとおりです。6点目について、保険募集指針の策定等については、一義的には「特定大規模乗合生命保険募集人」又は「特定大規模乗合損害保険代理店」に該当する場合、対応義務が生じるものです。一連の業法改正等の趣旨を踏まえ、前広に体制整備を進める先も一定程度存在すると考えられますので、好事例の収集を目的としています。7点目について、改正法の施行の日(令和8年6月1日)と同日での適用開始となります。3月末決算の先は、法令上3ヶ月後の6月末までに事業報告書を提出する必要がありますが、改正の趣旨等を踏まえ、可能な限り新様式での提出を求めるとします。また、規則上では、ご質問のとおり猶予期間が設けられる規定もありますが、各代理店の体制整備状況は様々であること、事業報告書の提出は毎事業年度単位であることも踏まえ、事業報告書の新様式において猶予期間を設けることは不要と考えます。なお、規則の改正内容のうち猶予期間が定められている項目については、猶予期間内の場合、事業報告書上はその時点の状況を記載いただくことで問題ありません。</p>
170	<p>1. 概要令和7年改正保険業法に係る「保険業法施行規則」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案の疑問点等に対する意見・ご質問等2. 本文(3) 監督指針II-4-2-11 別紙様式25号の2等 関連の確認「特定保険募集人」の事業報告書の新様式について確認したい。(ア)事業報告書の新様式における「保険募集を除く保険会社等との取引状況」及び「保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況」は、「過度な便宜供与等の観点」から追加になっていると思われるが、保険会社が実施するお客さま向け有料ソリューションの提供・提案(代理店への収益還元があるケースあり)も含まれるとの認識でよいか。また、「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」にあたるもの認識でよいか。(イ)また、上記ソリューション提供・提案については、保険募集ではないので、保険募集のような比較推奨は不要との認識でよいか。</p>	<p>(ア)及び(イ)について、ご質問の事例の詳細が必ずしも明らかではないため、一律にお答えすることは困難です。</p>
171	<p>事業報告書法人版1.(18)ウ.について、「保険会社等との取引等が比較推奨販売に与える影響の確認・検証方法」の着眼点が「記載上の留意点」に何ら記載されておらず、このままだと代理店によって当該項目の記載の粒度に相当のバラツキが生じるのではないかと。例えば、1.(24)イ.の「内部通報の処理に関する事項」の方では「保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること」と記載されている。</p>	<p>各特定保険募集人における体制整備状況等については、規模・特性に応じて様々であると考えられますが、ご意見にあるような確認・検証方法についても、「保険会社等との取引等が比較推奨販売に与える影響の確認・検証方法」の一例と考えます。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	(18)ウ. の報告を重視しているのであれば、最低でも、誰が何をいつどの程度の頻度で確認・検証することとしているか、記載させるように明示した方がよいのではないか。	
172	事業報告書法人版1. (19)で「募集手数料」という用語が、2. (2)において「手数料総額」という用語が用いられているが、当該手数料には、代理店の募集品質に応じて支払う手数料（募集品質手数料などと呼称されるもの）を含めるとの理解でよいか。	事業報告書法人版1. (19)に記載されている「募集手数料」及び2. (2)に記載されている「手数料総額」には、いずれも募集品質によって保険会社から代理店に支払われる手数料を含みます。
173	事業報告書について、法人版1. (18)イ. ⑥の項目名が「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」と記載されている。便宜供与という言葉が本項目以外で使用されており、また便宜供与の留意点が含まれる監督指針Ⅱ-4では「経営支援」といった用語は出てこないと思われるが、本項目で敢えて「便宜供与」ではなく「経営支援を目的とした取引等」と記載している意図は何かあるのか。また、どの程度まで記載が求められるのかやや不明瞭に思えるが、そこは代理店の主観的な自由な判断に委ねてしまっているということなのか。「記載上の注意」にもう少し補足等を追記した方がよいのではないか。	前段については、必ずしも便宜供与とみなされない、特定保険募集人と保険会社等の一般的な取引状況を適切に把握するために、「経営支援を目的とした取引等」という項目名としたものです。後段については、「イ. 保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況」という項目名のとおり、特定保険募集人において重要と判断するものについて、記載する必要があります。